大牟田市子ども読書推進計画

（第三次）

令和２年３月

大牟田市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

子どもの読書活動の推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において基本理念等が定められ、その中で、地方公共団体は「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととされています。

大牟田市教育委員会では、子どもたち一人ひとりが、本に親しむ喜びを知り、力強く未来を切り開いて生きていく力をつけることができるよう、読書活動推進の環境をつくっていくための「大牟田市子ども読書推進計画」を、「国民読書年」である平成 22 年に策定し、子ども読書推進の取組みを進めました。その後、平成 27 年に改訂版を策定し、引き続き子どもの読書環境の整備に取り組んでいるところです。

一方、近年はスマートフォンの普及が子どもたちの間でいっそう進み、それに伴って子どもたちの生活にも変化が生じています。

そこで、今般の社会情勢や本市の読書環境の状況を踏まえ、「大牟田市子ども読書推進計画」の再改訂を行い、「第三次大牟田市子ども読書推進計画」として新たに取組みを進めていくこととしました。

目　次

第１章　計画の策定にあたって

１　子どもの読書活動の意義 …… １
２　計画策定の背景 …… １
３　計画策定の目的 …… ２
４　計画の位置づけ …… ２
５　計画の期間 …… ２
６　計画の対象 …… ２

第２章　策定に際しての基本的な考え方

１　第二次計画の取組みの成果と課題 …… ３
２　子どもの読書活動の現状 …… ５
３　計画策定の方向性と基本方針 …… 11
４　大牟田市が進めているＥＳＤと本計画でのＳＤＧｓの視点 …… 12
大牟田市子ども読書推進計画の体系 …… 13

第３章　子ども読書活動推進の指針

子どもの発達段階に応じた読書活動の意義 …… 14
１　家庭・地域・学校・図書館での、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 …… 14
２　連携や協力の推進 …… 20
３　子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発 …… 21

□参考資料

〇子どもの読書活動の推進に関する法律
〇第四次　子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（抄）
〇福岡県子ども読書推進計画（抄）
〇子どもの読書活動の推進に関する有識者会議　論点まとめ（抄）
〇大牟田市子どもの読書活動に関するアンケートについて
〇改訂検討会・ワーキング部会名簿
〇用語解説

第１章　計画の策定にあたって

1　子どもの読書活動の意義

今日、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットが普及し、携帯電話やスマートフォンの所持率も伸びています。これに伴い、子どもたちが知識を得る手段も多様になってきており、相対的に読書時間の減少が懸念されています。

子どもの読書活動は、言葉を学ぶだけでなく、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。人生をより良く生きていく力を身につけるために欠くことのできないものです。学力的側面への効果についても、読書は情報処理能力・理解力を高めることが知られています。

また、読書は知識を増やすだけでなく、内面的成長の糧として思いやりの心を育てます。読書を通じて多様な価値観に触れたり、さまざまな生き方を追体験したりすることで、社会・対人的側面へよい影響を与えるという研究結果もまとめられています。

このように、子どもの読書活動を活発にすることは、子どもの将来にとって、とても大切なものです。

2　計画策定の背景

（１）国の動き

国は、平成13年12月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴い、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めました。この法律においては子どもの健やかな成長に資する読書活動の推進という目的と基本理念が掲げられ、その実現を図るための国の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関との連携強化などについて規定するとともに、基本計画の策定や必要な財政措置等についても盛り込まれています。これを受けて、平成14年8月に「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月「第二次計画」、平成25年5月「第三次計画」、平成30年4月に現行計画である「第四次　子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、現在はこの計画に基づいた取組みが進められています。

（２）県の動き

福岡県は、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を福岡県における教育行政施策として明確に位置づけ、基本理念や施策推進のための基本的方針を示しました。その後、平成22年3月、平成28年8月に改訂版が策定されました。

（３）本市の動き

本市においては、国・県の動向等を踏まえ、平成22年5月に「大牟田市子ども読書推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。これに基づき、すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的に読書活動を進めることができるよう読書環境の整備に関する施策を推進し、平成27年3月に「大牟田市子ども読書推進計画（改訂版）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、読書活動推進の取組みを進めています。

3　計画策定の目的

「大牟田市子ども読書推進計画」は、すべての子どもが、読書の楽しさを知り、自主的に読書活動を進めることができるよう、環境づくりに努めることを目的とします。

今回策定する「第三次大牟田市子ども読書推進計画」は、「第二次計画」策定後の5年間にわたる成果と課題を踏まえて、今後の方向性を明らかにし、大牟田市が実践していくべき施策の方向性を示すものです。

4　計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定する計画であり、本市における子どもの読書活動推進に向けた基本方針を掲げるとともに、その実現を目指すための取組内容を示すものです。

なお、国が策定した「第四次　子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「福岡県子ども読書推進計画」を参考とし、「大牟田市まちづくり総合プラン」及び「大牟田市教育の振興に関する大綱」との整合を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

5　計画の期間

この計画の期間は、令和2年度からおおむね5年間とし、国・県の動向や社会情勢などの変化に応じて、必要な見直しを行うものとします。

6　計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもを対象とします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関を対象としています。

ちょっと紹介

子どもの頃の読書活動がもたらすその後の効果とは？

子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」「社会性」「自己肯定感」「意欲・関心」「文化的作法・教養」等において、成人した現在の意識・能力が高いという調査結果が出ています。

第２章　策定に際しての基本的な考え方

１　第二次計画の取組みの成果と課題

本市では、子どもの読書活動を推進するため、平成22年5月に「第一次計画」を、平成27年3月に「第二次計画」を策定し、3つの基本方針（１）家庭・地域・学校での、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進（２）連携や協力の推進（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発を掲げ、さまざまな取組みを進めてきました。

第二次計画期間における主な取組みの成果と課題は、次のとおりです。

（１）家庭・地域・学校での、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

①家庭

◇平成27年度からブックスタート事業（※1）を開始しました。ブックスタートとは、赤ちゃんと絵本が出会い、赤ちゃんと保護者が、絵本をとおして、心ふれあう時間を持つきっかけをつくる取組みです。絵本1冊と布バッグ、おすすめ絵本のリーフレット等をセットにした「ブックスタートパック」を出生時面接の時に手渡し、後日、希望される方に対し、「赤ちゃんと絵本を楽しむ」体験をしていただくことを目的に、おおむた読書推進ボランティアネットワークの皆さんの協力を得て、「絵本による赤ちゃんとのコミュニケーション講座」を実施しました。

◇出産前の保護者に、読み聞かせ（※2）の楽しさや重要性を知ってもらうため、パパママ育児専科（6回/年）において、ブックスタート事業を紹介しました。

課題　ブックスタートパックを渡している保護者の数と比較すると、「絵本による赤ちゃんとのコミュニケーション講座」への参加者が少ない状況です。講座の開催方法等工夫する必要があります。

②地域

◇読書ボランティア（※3）の協力を得て、市立図書館をはじめ、地区公民館やえるるなどでさまざまなおはなし会（※4）が行われました。

◇市立図書館で読み聞かせ等のボランティア活動に関心のある人を対象にしたボランティア養成講座を開催しました。

◇市立図書館において、中高生を対象にした特設展示をYAコーナー（※5）で実施しました。

課題　乳幼児期から小学生の時期までの間に読書習慣が形成されるよう、子どもや保護者が気軽に市立図書館を利用できる環境づくりを、更に進めていく必要があります。

※印は巻末の用語解説をご覧ください

③学校等

◇読み聞かせの方法やＰＯＰ（※6）のつくり方、図書分類などを学び、各学校で活躍する小学生読書リーダーを養成する講座（※7）を実施しました。

◇中学生期の子ども読書活動がいっそう盛んになるよう、中学生読書サポーター養成講座（※8）を実施しました。

◇読書週間等において、児童生徒の読書活動推進に取組みました。

課題　各学校で読書活動を推進する「小学生読書リーダー養成講座」は平成27年度から平成30年度まで実施し、「中学生読書サポーター養成講座」は令和元年度に実施しました。今後も、学校側からのニーズを把握するとともに、効果的な事業を検討する必要があります。

（２）連携や協力の推進

①市立図書館と他の施設との連携・協力等

◇家庭での子ども読書活動「うちどく」を推進するため、市立図書館が小学校に本を貸し出す団体貸出しを実施しました。

◇「有明圏域定住自立圏共生ビジョン（※9）」に基づく4市2町の図書サービス相互利用を促進するため広報紙等での周知に努めました。

課題　「団体貸出（※10）」を広く周知し、利用しやすい環境を整え、学校や家庭での読書の推進を図る必要があります。

②ボランティアとの連携・協力

◇子ども読書推進についての情報収集や意見交換を行う機会として、「大牟田市子ども読書推進委員会（ワーキング部会）」を年１回開催しました。

課題　読書ボランティア・市立図書館・学校など子どもの読書に携わる関係者の更なる連携に努める必要があります。

（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

①広報啓発の推進

◇4月23日「子ども読書の日」を広報紙での周知を図るとともに、「子ども読書の日」にちなんだイベントを実施しました。

課題　子ども読書活動の重要性、必要性についての広報啓発は、継続的に実施する必要があります。

※印は巻末の用語解説をご覧ください

②優良図書の普及

◇ブックスタートにおすすめの絵本リストをはじめ、年齢別おすすめの絵本リストなどを作成しました。

課題　発達段階に応じた「おすすめの本リスト」を作成するなど、子ども読書活動をサポートする取組みを今後も継続する必要があります。

2　子どもの読書活動の現状

（1）子どもの情報環境と不読率の状況

内閣府が行っている調査結果によると、小学生～高校生の携帯電話等の所有・利用状況は年々増加し、平成29年度では7割を超える結果となりました。

（内閣府「青少年インターネット利用環境実態調査」）

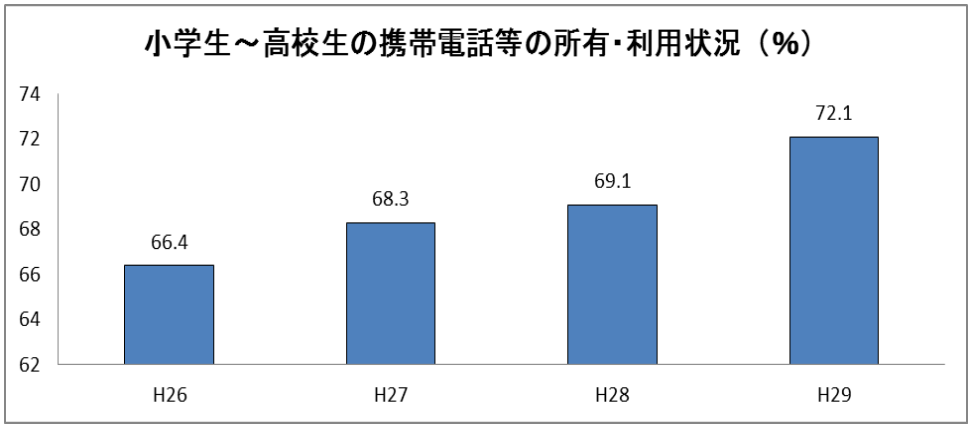

インターネットに接続しＳＮＳなどが手軽に利用ができるスマートフォンの所有・利用状況は年々増えていましたが、特に小・中学生の増加が著しく、小学生で約3割、中学生で約6割まで増加しました。また、高校生ではほとんどの生徒が所有しているという結果が出ています。

（内閣府「青少年インターネット利用環境実態調査」）

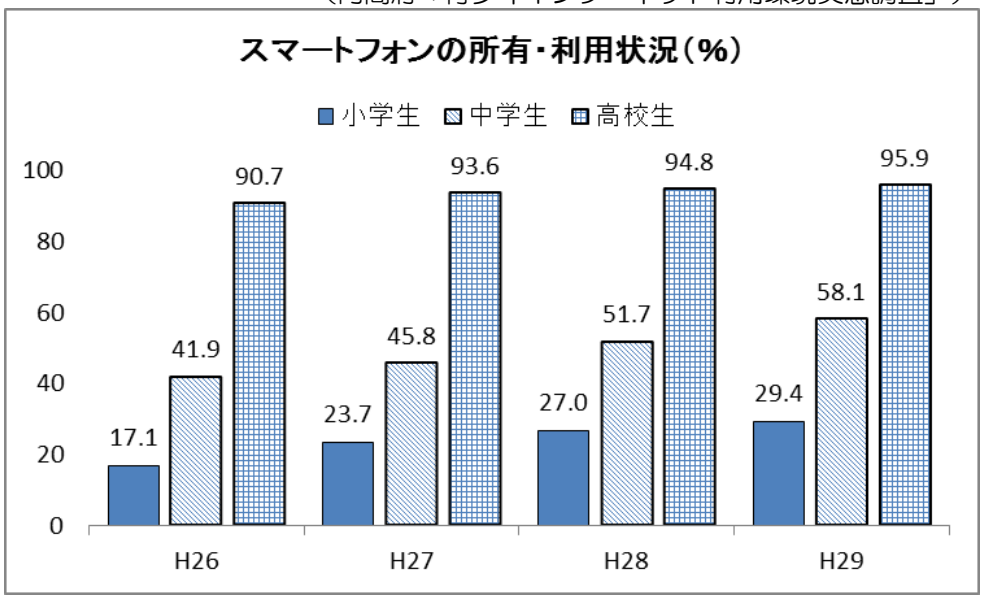

スマートフォンやタブレット、パソコンなどインターネットができる環境での平日のインターネットの平均利用時間も増加傾向にあり、平成26年度が142.6分、平成30年度が168.5分と25.9分増加しています。

（内閣府「青少年インターネット利用環境実態調査」）

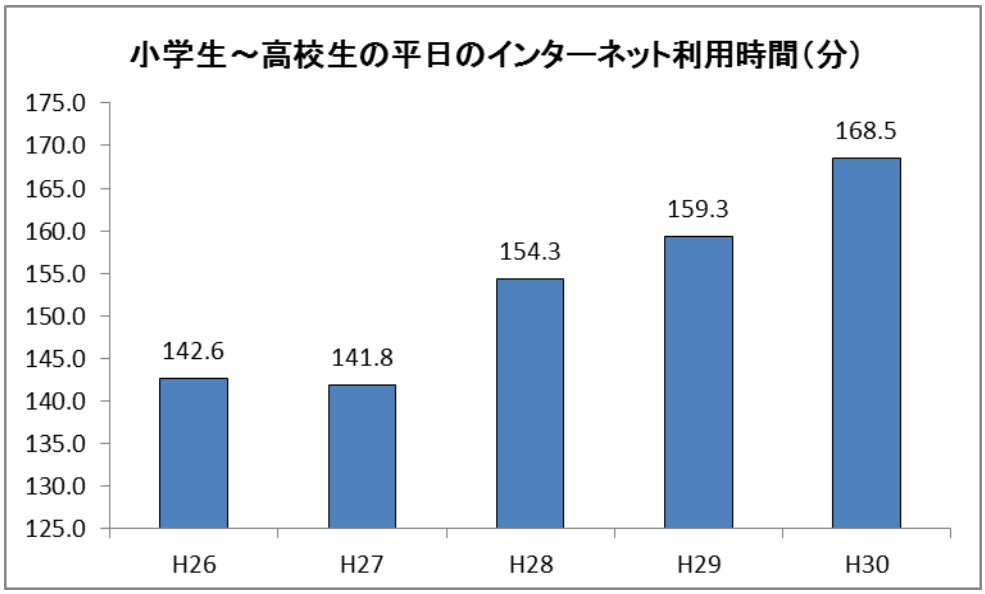

また、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が毎年行っている学校読書調査によると、不読率（月に1冊も本を読まない人の割合）は、年により変動はあるものの、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向となっていました。しかし、ここ数年の小学生の不読率は増加傾向にあり、また、高校生の不読率は依然として高い状況にあります。

平成25年5月に策定された、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」においては、不読率をおおむね5年後に、小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させることが目標とされていましたが、いずれの世代においても、目標とされた進度での改善は図られていないことから、国、都道府県、市町村には、各世代に関して子どもの実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組みの充実・促進を図ることが求められています。

（全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」）

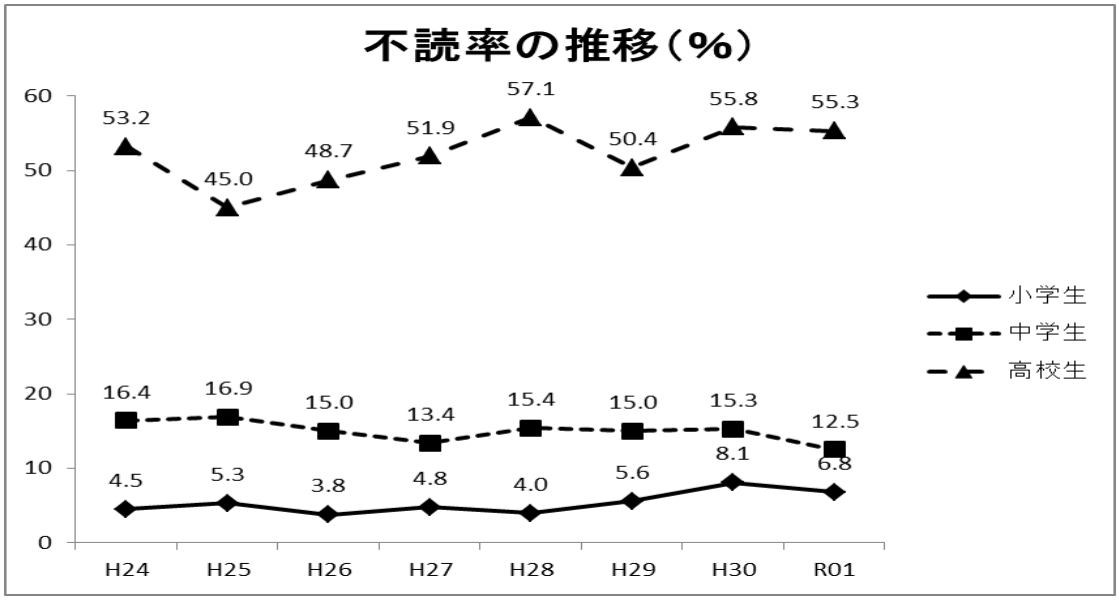

（２）本市の子ども読書活動の現状

①アンケート調査結果

本市の小学2年生・4年生・6年生及び中学2年生を対象に、読書に関するアンケート調査を実施しました。

●本を読むことが好きですか。

小学2年生については、大きな変動はありませんでしたが、小学4年生については「好き・どちらかといえば好き」が6.2ポイント減少し、「どちらかといえば嫌い・嫌い」が5.3ポイント増加しました。しかし、小学6年生と中学2年生については「好き・どちらかといえば好き」が増加し、「どちらかといえば嫌い・嫌い」が減少しています。

学年	項目	比率		増減(ﾎﾟｲﾝﾄ)
		H25年度	R元年度	
小学２年	好き・なんとなく好き	92.1%	90.3%	△1.8
	なんとなく嫌い・嫌い	5.2%	5.8%	0.6
小学４年	好き・どちらかといえば好き	85.1%	78.9%	△6.2
	どちらかといえば嫌い・嫌い	14.9%	20.2%	5.3
小学６年	好き・どちらかといえば好き	73.3%	80.0%	6.7
	どちらかといえば嫌い・嫌い	26.7%	16.8%	△9.9
中学２年	好き・どちらかといえば好き	68.3%	71.3%	3.0
	どちらかといえば嫌い・嫌い	31.7%	28.3%	△3.4

●1ヶ月に何冊くらい本を読みますか。（全体）

「1冊も読まない」と答えた児童生徒が、平成25年度と比較して、8.1ポイント減少しました。

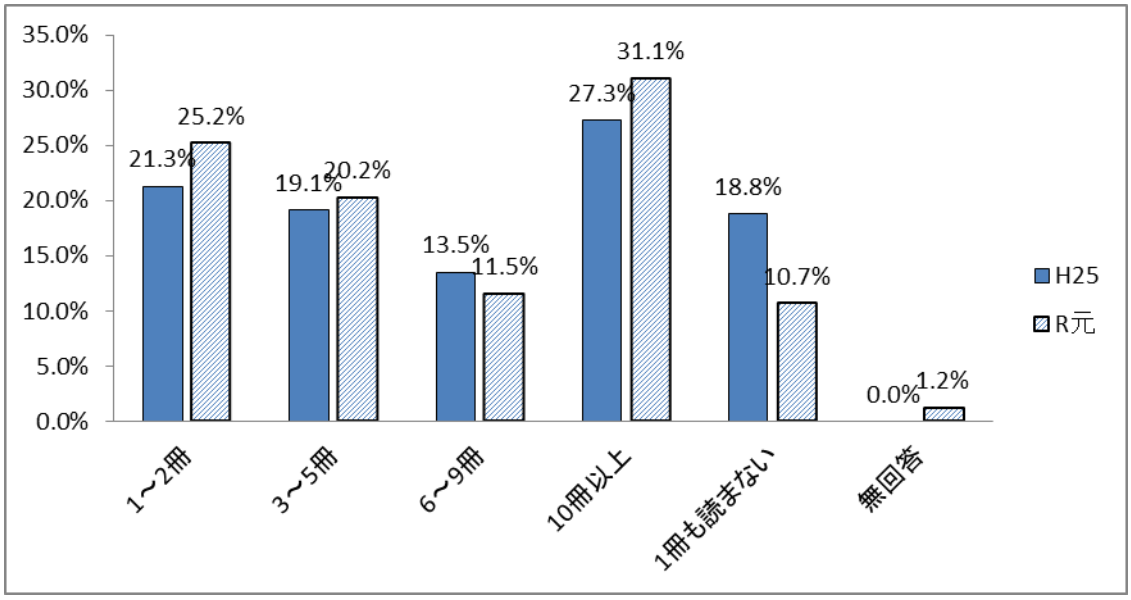

●1ヶ月に何冊くらい本を読みますか。（学年別）

学年が進むにつれ不読率（ひと月に本を1冊も読まない人の割合）は高くなっています。

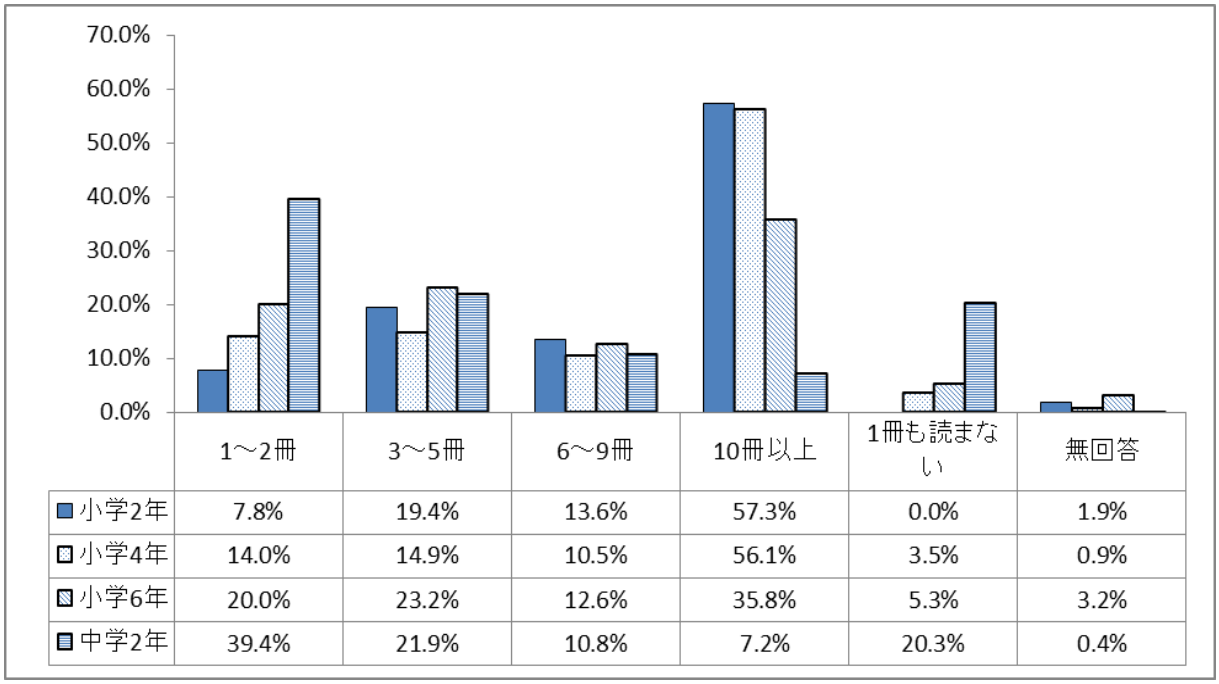

	1～2冊	3～5冊	6～9冊	10冊以上	1冊も読まない	無回答
小学2年	7.8%	19.4%	13.6%	57.3%	0.0%	1.9%
小学4年	14.0%	14.9%	10.5%	56.1%	3.5%	0.9%
小学6年	20.0%	23.2%	12.6%	35.8%	5.3%	3.2%
中学2年	39.4%	21.9%	10.8%	7.2%	20.3%	0.4%

また、近年はスマートフォンやタブレット利用が増えていることから、スマートフォン等での読書について質問しました。

●スマートフォンやタブレットを使って本を読むことがありますか。

「よく読む・ときどき読む」人の割合は学年が進むにつれて増えており、中学2年生では、およそ4人に1人の生徒がスマートフォンやタブレットで本を読んでいます。

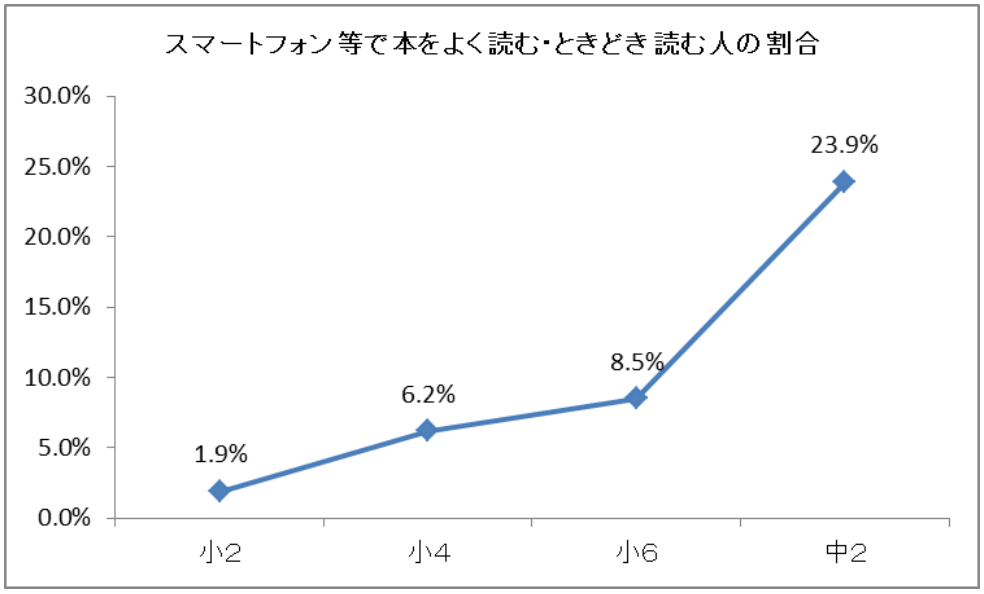

●本を読むとき「紙の本」と「スマートフォンやタブレット」では、どちらが多いですか。

中学2年生では、スマートフォンやタブレットの方が多いと答えた生徒が2割を超えています。

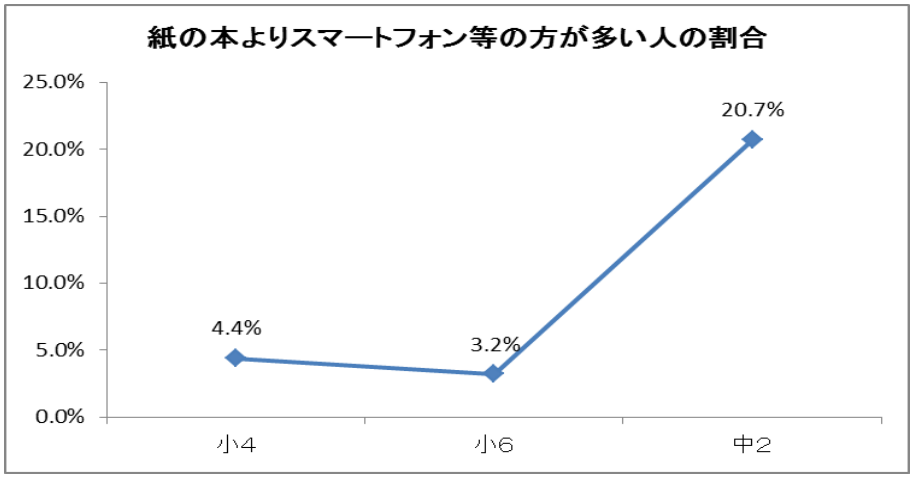

②全国学力・学習状況調査

文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」（小学6年生・中学3年生対象）では、読書に関する設問があり、全国と本市の状況を比較することができます。

●学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、１日どれくらいの時間、読書をするか。

小学6年生は、全区分にわたり全国平均とほぼ同じ値となっていますが、中学3年生では、平日の読書を「全くしない」と答えた生徒が、全国平均より12ポイントも高い44.9%ととなり、平日に読書をしない生徒が半数近くいるということが分かりました。

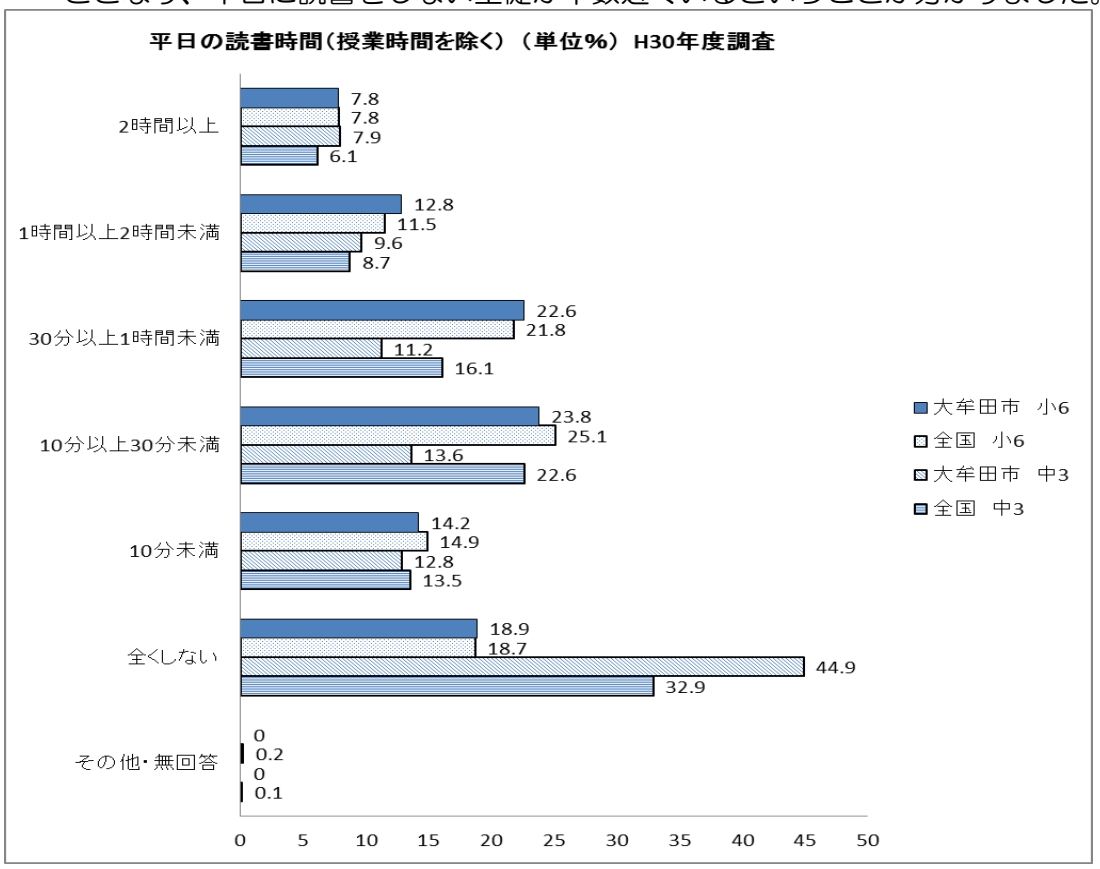

●昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館（図書室）や地域の図書館にどれくらい行くか。

授業時間以外や休日に、読書のために図書館等に行く頻度を尋ねた質問では、小学６年生では、「週４回以上」「週１～３回」と答えた児童の計は32.1％で、全国平均の約2倍という結果になっています。また、中学３年生においては、「週４回以上」「週１～３回」で全国平均を上回っていますが、「ほとんど、または、全く行かない」も全国平均を上回っており、図書館等に行く生徒と行かない生徒の二極化の傾向にあることが伺えます。

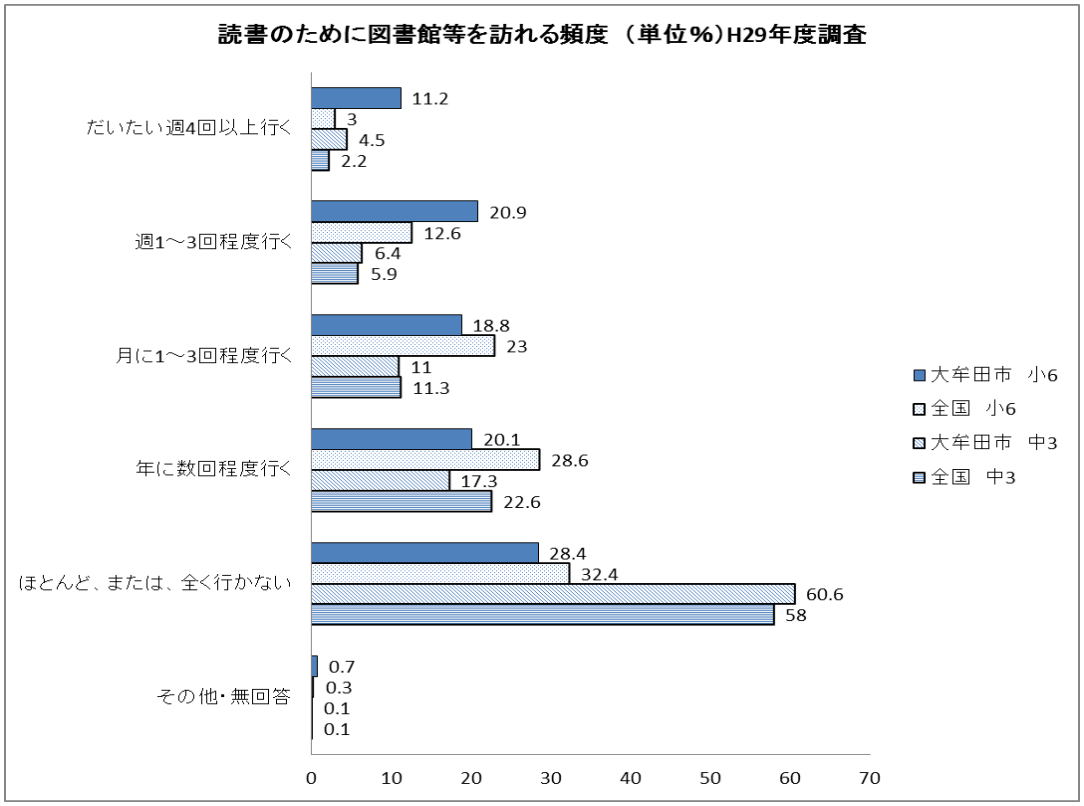

③おはなし会の参加状況

市立図書館のおはなし会（毎週３回開催）の参加者数は、子どもの数の減少とともに減少傾向を示しています。

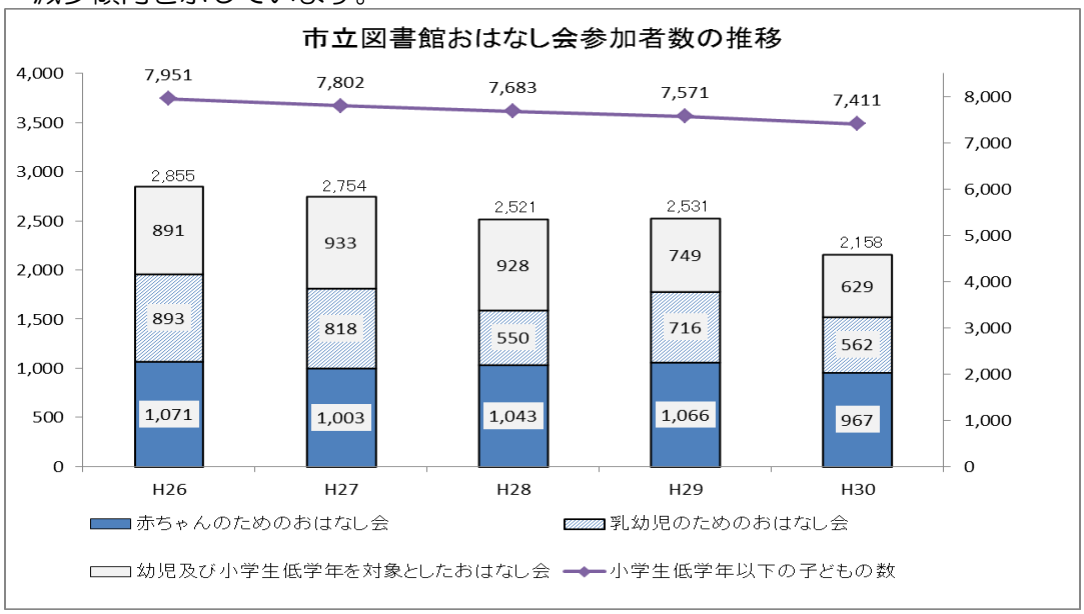

④市立図書館と地区公民館の児童書の貸出数

児童書の貸出数は、人口減少の中にありながらも平成26年度と比較すると全体的に緩やかな伸びを示しています。

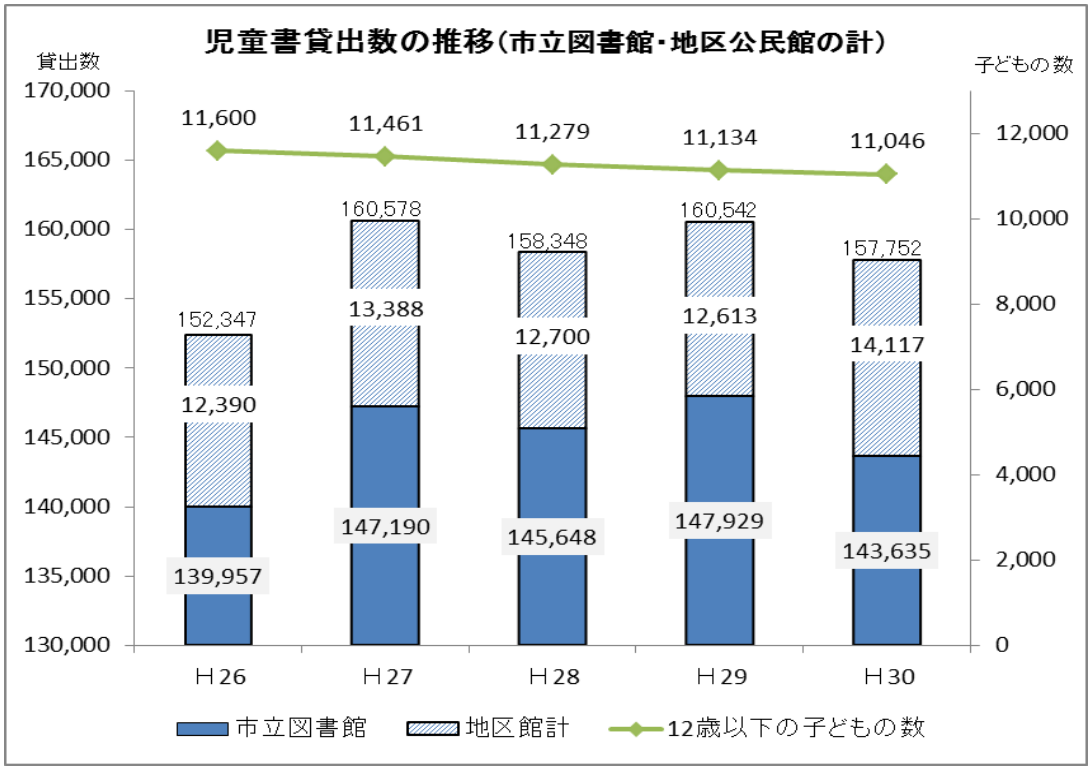

＜参考＞　市立図書館及び地区公民館の児童書蔵書数

	児童書蔵書数		
	H26	H30	増減
市立図書館	42,397冊	44,035冊	1,638冊
地区公民館	25,767冊	26,425冊	658冊
合計	68,164冊	70,460冊	2,296冊

3　計画策定の方向性と基本方針

（1）方向性

国の動向や全国的な状況、本市の状況を踏まえれば、発達段階に応じてそれぞれに読書意欲を喚起する取組み、中でも引き続き中学生の不読率の改善が必要だと考えます。そこで第三次計画の策定においては第一次計画及び第二次計画に掲げた基本方針の枠組みを継続しながら、「妊娠期-乳幼児-就学前」「小学生」「中高生」の3つの区分ごとに取組み事項を定めるとともに、特に小学生までの子どもに、読書や物語の楽しさ・面白さを伝え、読書が好きな子どもを育てるような取組みを重点的に進めることにより読書習慣を形成し、中学生の不読率を改善することとします。

（2）基本方針

本市における子どもの読書活動を推進するため、３つの基本方針を掲げます。

①家庭・地域・学校・図書館での、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

②連携や協力の推進

③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

４　大牟田市が進めているＥＳＤと本計画でのＳＤＧsの視点

大牟田市では全ての市立小・中・特別支援学校が平成24年1月に一斉にユネスコスクールの認定を受け、学校や地域の実態に合わせて、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）を推進しています。平成28年1月には市役所内に「大牟田市ＥＳＤ推進本部」を設置し、市をあげて「ＥＳＤ」を進めています。

また、平成27年9月に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」ＳＤＧｓ（エスディージーズ）が策定されました。

ＥＳＤとＳＤＧｓの関係は、ＥＳＤ（持続可能な社会の担い手づくり）を通して、ＳＤＧs（17すべての目標）の達成に貢献するものです。ＥＳＤを推進することがＳＤＧｓの達成に直接・間接につながっています。

令和元年7月には、大牟田市は内閣府の「ＳＤＧｓ未来都市」に選定され、市ではこれを機にますますＳＤＧｓとＥＳＤを推進していくこととしています。

そして、ＳＤＧｓの17の目標には、本計画に関連する目標が２つあります。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。社会全体で積極的にそのための環境の整備を進めながら、ＳＤＧｓの達成に向けて取り組みます。

大牟田市子ども読書推進計画の体系

子どもの読書活動の推進に関する法律
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

福岡県子ども読書推進計画

大牟田市総合計画
まちづくり総合プラン
アクションプログラム

→ 大牟田市教育の振興に関する大綱

大牟田市子ども読書推進計画

対象：おおむね１８歳以下の子ども及びその保護者等

目 的：すべての子どもが、読書の楽しさを知り、自主的に読書活動を進めることができるよう、環境づくりに努めることを目的とします。

３つの基本方針

1 家庭・地域・学校・図書館での、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

家 庭

〔妊娠期-乳幼児-就学前・小学生〕

★子どもといっしょに読書（うちどく）の推進
★プレママ・プレパパへの子どもの読書の重要性の啓発
★ブックスタート事業
★おはなし会の情報提供

地 域

〔妊娠期-乳幼児-就学前・小学生・中高生〕

★地区公民館図書コーナーの利用促進
★地区公民館における読み聞かせ等の支援
★読み聞かせやおはなし会の周知

学校等

〔小学生・中高生〕

★読み聞かせの機会の充実
★朝読や読み聞かせ等の実施
★読書週間等における取組み
★学校図書館の充実

〔妊娠期-乳幼児-就学前〕

★保護者へ読み聞かせの大切さを発信
★保育所・幼稚園・認定こども園における読み聞かせ等の充実

図書館

〔妊娠期-乳幼児-就学前・小学生〕

★本や図書館に親しむイベントの開催
★おはなし会の開催

〔中高生〕

★ＹＡコーナーの充実

〔妊娠期-乳幼児-就学前・小学生・中高生〕

★本に関する情報発信の充実
★読書ボランティア養成講座等の開催

2 連携や協力の推進

★市立図書館と子ども読書活動の関係機関との連携
★「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用等の促進
★情報交換の場やネットワークづくり
★生涯学習ボランティア登録派遣事業

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

★子どもの読書活動の大切さについての理解促進、啓発の充実
★大牟田市子ども読書推進計画の周知
★子ども読書推進ホームページの充実
★子ども読書に係るイベントの開催
★優良図書の情報提供

第３章　子ども読書活動推進の指針

子どもの発達段階に応じた読書活動の意義

子どもが読書を好きになり、自主的に読書をするようになるためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

文部科学省がまとめた「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点のまとめ（平成30年3月）」では、下記のような読書に関する発達段階ごとの特徴をまとめています。それを参考に、乳幼児、児童生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意して、家庭、地域、学校において、連携をとりながら切れ目のない取組みが行われることが重要です。

●乳幼児期

乳幼児期には、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて、絵本や物語に興味を示すようになります。更にさまざまな体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

●小学生期

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量がふえ、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年では、最後まで本を読み通すことができる児童とそうでない児童の違いが現れ始めます。本を読み通すことができる児童は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする児童が出てくる場合があります。

●中高生期

中学生では、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来役立てようとするようになります。

高校生では、読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、いっそう幅広く、多様な読書ができるようになります。

１　家庭・地域・学校・図書館での、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

（１）家庭での取組み

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、子どもにとって最も身近な存在である保護者は、読書の楽しさや大切さを伝える上で、重要な役割を担っています。子どもにとって読書が身近なものであり続けるためには、乳幼児期の読み聞かせから一人で読書ができる児童・青少年期まで、子どものあらゆる成長段階において、保護者

が子どもの読書に関心を持ち、積極的に関わり続けることが必要です。

また、家庭における読書は、一冊の本を通して家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として有効なものです。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、保護者が率先して読書をしている姿を子どもに見せることも、読書に対する興味や関心につながります。

今後の主な取組み

〔妊娠期―乳幼児―就学前・小学生〕

★子どもといっしょに読書（うちどく）の推進　【重点】

子どもが読書に親しむためには、保護者が読書の意義ついて理解を深め、本を介した子どもとの関わりあいを楽しみながら継続することがとても重要です。このため、家庭において、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読む時間をつくるなど、家庭で実践できる取組みについて周知啓発を図ります。

★プレママ・プレパパへの子どもの読書の重要性の啓発

出産前のプレママ・プレパパが子どもの読書の重要性について、理解を深める取組みを実施します。

ブックスタート事業での読み聞かせの様子

ブックスタートを紹介している様子

★ブックスタート事業　【重点】

できるだけ早い時期に全ての子どもが絵本と出会う機会を作り、絵本を通して親子が触れ合い、語り合い、絆を深めることを目的に、出生時の手続きをする窓口において、絵本とおすすめの本を紹介するチラシ等（ブックスタートパック）を手渡しています。あわせて、読書ボランティアの協力のもと読み聞かせを行う「ブックスタート事業」を実施します。

★おはなし会の情報提供

おはなし会は市立図書館をはじめ、地区公民館やえるるを会場として行われています。開催情報を集約し、ホームページなどで発信します。また、有明圏域定住自立圏（大牟田市・柳川市・みやま市・荒尾市・南関町・長洲町）のおはなし会の情報も４市２町で連携して発信します。

（２）地域での取組み

地域においては、読書ボランティアや行政などが協力し、子どもと保護者が読書に親しむ機会を提供することが大切です。地区公民館やえるるなど地域の施設では、読書ボランティアなど、子どもの読書活動を支えるための活発な活動が行われています。

①地区公民館

本市では、社会教育施設として市内に７つの地区公民館を設置しています。このうち中央地区公民館を除く6館（三川地区公民館・勝立地区公民館・吉野地区公民館・三池地区公民館・手鎌地区公民館・駛馬地区公民館）に図書コーナーがあります。児童書の蔵書数は6館合計で2万6千冊を超えており、これは6館全体の蔵書数の4割強を占める割合となっています。

今後の主な取組み

〔妊娠期―乳幼児―就学前・小学生・中高生〕

★図書コーナーの利用促進　【重点】

今回実施したアンケートによると「地区公民館で本を借りられることを知らない」という回答が、3歳児の保護者では4割を超え、児童生徒では3割を超えるという結果が出ました。図書コーナーの利用促進のため、地区公民館でも借りることができることを広く周知します。

〔妊娠期―乳幼児―就学前・小学生〕

★読み聞かせ等の支援

地区公民館を会場とした読み聞かせやおはなし会の実施を支援します。

②学童保育所・学童クラブ等

学童保育所・学童クラブ等は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供しています。各施設では、児童の学年に応じた図書を配置するなど、子どもの読書活動の推進に努めています。

今後の主な取組み

〔小学生〕

★読み聞かせ等の支援

学童保育所・学童クラブ等における読み聞かせやおはなし会の実施を支援します。

③つどいの広場

「つどいの広場」は、おおむね0～3歳の子どもとその保護者が気軽に集い、交流をすることにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図ることを目的とし、えるる内に開設しています。部屋の中には、おもちゃや絵本が備えられ、子ども同士、親同士のふれあいの広場となっています。

今後の主な取組み
〔妊娠期―乳幼児―就学前〕

★「つどいの広場」における読み聞かせ等の実施

地域の子育て支援の一環としておはなし会を実施しており、今後も引き続き、「つどいの広場」におけるおはなし会を実施します。

④民間団体・グループ

本市には、市立図書館や地区公民館、学校などでおはなし会を実施するボランティア団体があります。要請に応じて、講座等の講師も務めているほか、研修会の実施などされています。こうした団体等の活動は、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、子どもの読書活動の意義等について理解や関心を広げたりするために重要な役割を果たしています。これらの活動を通して保護者同士の交流も生まれやすくなり、いっそう地域に密着した子どもの読書推進が図られていることから、それぞれの活動が活発になるよう支援を行う必要があります。

今後の主な取組み
〔妊娠期―乳幼児―就学前・小学生・中高生〕

★読書ボランティア養成講座等の開催　（再掲）

市立図書館等で読み聞かせ等のボランティア活動に関心のある人を対象にした読書ボランティア養成講座や既に活動を行っているボランティアのスキルアップのための講座を開催することで活動を支援します。

★読み聞かせやおはなし会の周知

市内で行われている読み聞かせやおはなし会の周知を図ります。また、有明圏域定住自立圏（大牟田市・柳川市・みやま市・荒尾市・南関町・長洲町）で行われている読み聞かせやおはなし会の情報も関係自治体と連携して周知を図ります。

（３）学校等での取組み

①学校

学校は子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成して行く上で大きな役割を担っており、学校図書館は、学校教育における学びを支援するとともに、子どもの読書活動を支援する施設として、市立図書館とともに重要な位置を占めています。

学校教育法（昭和22年法律第26号）では、義務教育の目標のひとつとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されており、小学校及び中学校の学習指導要領では、学校図書館の活用や児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

市内の小中学校においては、始業前に読書の時間を設けたり、読書ボランティアと連携した読み聞かせやおはなし会の実施など、各学校がそれぞれ工夫して取組みを実

施しています。

今後の主な取組み

〔小学生・中高生〕

★読み聞かせの機会の充実

各学校の実態に応じて、保育所・幼稚園等の子どもたちや下級生に対し、児童生徒が読み聞かせを行う機会の充実に努めます。

★朝読や読み聞かせ等の実施

子どもの読書への興味・関心を高め、読書習慣を形成するため、各学校の実態に応じた朝読や読み聞かせ等を実施します。

★読書週間等における取組み　【重点】

読書週間・旬間等において、児童生徒が読書に親しむ取組みを実施します。

★学校図書館の充実

子どもが読書を楽しみ、読書に親しむことができるよう児童生徒のニーズを踏まえた蔵書の充実や、学校図書館の機能の充実に努めます。

②保育所・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園は、家庭とともに乳幼児期の子どもの豊かな心を育む大切な場所です。各施設による絵本や物語に親しむ活動が、読書の楽しさを知るきっかけづくりとなることが期待されています。

市内には多くの保育所・幼稚園・認定子ども園があり、各施設で読み聞かせやおはなし会の取組みが行われています。

今後の主な取組み

〔妊娠期―乳幼児―就学前〕

★保護者へ読み聞かせ等の大切さを発信　【重点】

乳幼児期における読書活動の大切さを保護者へ啓発する取組みを支援します。

★保育所・幼稚園・認定こども園における読み聞かせ等の充実

読書ボランティアと施設との連携や、発達段階に応じた図書選定の情報提供により、各施設による読み聞かせ等が更に活発になるよう支援します。

（４）図書館での取組み

市立図書館は、子どもが読書に親しむことができる身近な施設で、本のすばらしさを伝える役割が求められています。乳幼児、小学生、中高生など、子どもの発達段階に応じた蔵書の充実を図るとともに、図書館スタッフが本選びや調べ学習をサポートするほか、イベント等の事業を通して、子どもが本や図書館に親しむ機会の提供に努めます。さらに、学校、保育所・幼稚園・認定子ども園、読書ボランティアなど、関係機関との連携を深め、子ども読書活動を推進していきます。

市立図書館の蔵書数は24万冊を超えており、そのうち児童書の蔵書数は約4万4千冊で

す。市立図書館は、本市における図書サービスの基幹となる施設であり、学校や保育所・幼稚園などの団体に、まとまった冊数を通常より期間を延長して貸し出す「団体貸出」も行っています。また、書籍などの閲覧・貸出しサービスのほかにも、児童コーナーや中高生をターゲットにしたＹＡコーナーの設置、読書ボランティアと連携したおはなし会の実施など、子どもの読書活動の推進に係る取組みをはじめ、リクエストサービス（※11）など、さまざまなサービスを提供しています。

今後の主な取組み

〔妊娠期―乳幼児―就学前・小学生〕

★本や図書館に親しむイベントの開催

市立図書館では、図書館や読書に対する興味や関心を高めることを目的に、定期的に実施しているおはなし会以外にも工夫を凝らしたイベントを開催しています。今後も「理科読（りかどく）」や「図書館を使った調べる学習コンクール」などの本や図書館に親しむイベントを開催していきます。

おはなし会の様子

理科読（りかどく）の様子

★おはなし会の開催

市立図書館では、発達段階に応じたおはなし会を週3回実施しています。今後も読書ボランティアと連携し実施します。また、読書ボランティアや保護者などのニーズを把握し、参加しやすいおはなし会の実施を検討します。

〔中高生〕

★ＹＡコーナーの充実

中学生の読書意欲を喚起するため10代向けの企画特設を実施します。また、中学生に対するアンケート結果では、メディアでの紹介本やメディア化された原作本が本を読むきっかけとなるという回答が多かったため、メディアでの紹介本や原作本のコーナーの設置を検討します。

〔妊娠期―乳幼児―就学前・小学生・中高生〕

★本に関する情報発信の充実　【重点】

市立図書館にはレファレンス（※12）機能があり、専門的知識を持つ職員がいることから、乳幼児から中高生を対象に、その年代に応じたおすすめの本のリストを作成するなど、本に関する情報発信の充実を図ります。

※印は巻末の用語解説をご覧ください

★読書ボランティア養成講座等の開催

読み聞かせ等のボランティア活動に関心のある人を対象にした読書ボランティア養成講座や既に活動を行っている読書ボランティアのスキルアップのための講座を開催します。

読書ボランティア養成講座の様子

★子どもと保護者の利用を促す環境づくり　【重点】

子どもと保護者が気軽に利用しやすい市立図書館の環境づくりに努めます。

2　連携や協力の推進

（1）市立図書館と他の施設との連携・協力等

子どもの読書活動を推進するためには、関係機関の情報交換の場やネットワークづくりが必要です。

今後の主な取組み

★市立図書館と子ども読書活動に関連する機関との連携　【重点】

市立図書館を核として、子どもの読書活動に関係する機関との連携を促進します。

市立図書館と学校との間においては、図書資料の団体貸出の推進を図るとともに、両者で読書活動の情報や意見を交換できる場を整備します。また、小学生や中学生の図書館体験学習や調べ学習などを積極的かつ取り組みやすいよう支援することにより、子どもが図書館に親しむ機会の提供や生涯にわたる読書習慣の確立に努めます。

★「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用等の促進

相互利用について、広報紙等での周知を図り、いっそうの利用促進に努めます。また、圏域内のおはなし会や読み聞かせ等の情報を集約し、発信します。

（2）ボランティアとの連携・協力

本市においては、子どもの読書活動を支援するため、さまざまな場で活躍されているボランティア団体が数多くあり、ネットワークもできています。また、生涯学習まちづくり推進本部で実施している「生涯学習ボランティア登録派遣事業（※13）」では、読み聞かせのボランティアも登録されています。このような制度の活用を含め、必要な情報が必要な人たちに届く体制を整備する必要があります。

※印は巻末の用語解説をご覧ください

今後の主な取組み

★情報交換の場やネットワークづくり　【重点】

読書環境の整備や読み聞かせを行う読書ボランティアの情報など、読書活動推進のために必要な情報を必要な人たちに届ける体制を整備します。そのため、関係者間で積極的に交流し、情報交換の場やネットワークをつくり、総合的・組織的に子どもの読書活動を推進します。

★読書ボランティア養成講座等の開催　（再掲）

★生涯学習ボランティア登録派遣事業

「生涯学習ボランティア登録派遣事業」における読み聞かせのボランティア派遣を進めます。

3　子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

（１）広報啓発の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書に対する興味や関心を引き出せるよう、まずは大人が率先して読書を楽しみ、本を手に取りやすい環境づくりや、読書の習慣づけを図る必要があります。

保護者に対して、さまざまな場や機会を活用し、子どもの頃から読書に親しむことの重要性や、読書が子どもに与える影響についての理解・啓発を図る必要があります。

また、子どもの読書活動に関わる図書館や地区公民館などの関係機関やボランティア等が実施する事業や行事の情報を可能な限り収集し、子どもや保護者に提供することで図書館の利用や読書関連イベントの参加拡大を図ります。

読書に関する啓発については、子どもだけではなく、保護者が読書活動の大切さについて理解する工夫や取組みが必要であり、市民が子どもの読書活動を支えるという意識を持ってもらえるようホームページや広報紙等さまざまな機会を活用し、広く効果的に情報を発信していきます。

今後の主な取組み

★子どもの読書活動の大切さについての理解促進、啓発の充実　【重点】

子どもの読書活動を推進するためには、子どもだけではなく、保護者など子どもの周りの大人が、読書活動の大切さについて理解することが重要です。広報紙や読書関連のイベント等さまざまな機会を活用して周知啓発に努めます。

★大牟田市子ども読書推進計画の周知

「大牟田市子ども読書推進計画」について、ホームページや広報紙などを活用して周知するほか、パンフレットなどを作成して周知を図ります。

★子ども読書推進ホームページの充実

読書関連の行事やイベントなどさまざまな情報をタイムリーに発信します。

★子ども読書に係るイベントの開催

4月23日「子ども読書の日」にちなんだイベントを市立図書館などと連携して実施します。また、中高生の読書に対する関心を高める工夫に努めます。

子ども読書の日でのおはなし会の様子

（２）優良図書の普及

子どもの読書活動の推進については、優良図書等の紹介を行うことも必要です。

今後の主な取組み

★優良図書の情報提供

子どもたちの読書活動に活用していただくため、市立図書館やボランティア団体などと連携し、優良図書情報を紹介していきます。

ちょっと紹介

経済開発協力機構（ＯＥＣＤ）が、日本などの加盟国を含む 79 カ国・地域の 15 歳を対象に 2018 年に実施した学習到達度調査の結果を公表しました。その調査結果によると、本などをよく読む生徒は、そうでない生徒より高い読解力を示すという結果が出てました。

□参 考 資 料

○子どもの読書活動の推進に関する法律　資- 1

○第四次　子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（抄）　資- 2

○福岡県子ども読書推進計画（抄）　資-10

○子どもの読書活動の推進に関する有識者会議　論点まとめ（抄）　資-20

○大牟田市子どもの読書活動に関するアンケートについて　資-25

○改訂検討会・ワーキング部会名簿　資-33

○用語解説　資-34

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成１３年１２月１２日法律第１５４号

〔文部科学大臣署名〕

子どもの読書活動の推進に冠する法律をここに公布する。

子どもの読書活動推進に関する法律

（目的）

第１条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２ 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３ 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２ 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３ 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４ 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第１０条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２ 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３ 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第１１条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次　子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（抄）

平成３０年４月

第４章 子供の読書活動の推進方策

Ⅰ　発達段階に応じた取組

読書を行っていない高校生の中には，中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから，生涯にわたって読書に親しみ，読書を楽しむ習慣を形成するためには，乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

このためには，読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があるとの指摘 16を踏まえつつ，乳幼児，児童，生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し，家庭，地域，学校において取組が進められることが重要である。また，学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに
留意し，学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

①幼稚園，保育所等の時期（おおむね６歳頃まで）

乳幼児期には，周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに，絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら，絵本や物語の世界を楽しむようになる。

②小学生の時期（おおむね６歳から 12歳まで）

低学年では，本の読み聞かせを聞くだけでなく，一人で本を読もうとするようになり，語彙の量が増え，文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると，最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は，自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに，読む速度が上がり，多くの本を読むようになる。

高学年では，本の選択ができ始め，その良さを味わうことができるようになり，好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で，この段階で発達がとどまったり，読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③中学生の時期（おおむね 12歳から 15歳まで）

多読の傾向は減少し，共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり，読書を将来に役立てようとするようになる。

④高校生の時期（おおむね 15歳から 18歳まで）

読書の目的，資料の種類に応じて，適切に読むことができる水準に達し，知的興味に応じ，一層幅広く，多様な読書ができるようになる。

Ⅱ　家庭における取組

（１）家庭の役割

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり，読書が生活の中に位置付けられ，継続して行われるよう，推進法第６条にも規定されているとおり，子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して，子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また，家庭における読書は，一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち，絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため，家庭においては，読み聞かせをしたり，子供と一緒に本を読んだり，図書館に出向いたりするなど，工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また，定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり，読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど，読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

（２）家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう，学校，図書館，市町村保健センター，民間団体，民間企業等の様々な機関が連携・協力して，必要な支援が行われることが重要である。

具体的には，保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催，家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供，お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し，国のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ，読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され，家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められる。

また，乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や，家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで，本を媒介として相互理解を深め，家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われているが，これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。

Ⅲ　地域における取組

１　図書館

（１）図書館の役割

子供にとって，図書館は，その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し，読書の楽しみを知ることができる場所である。また，保護者にとっても，子供に読ませたい本を選択したり，子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会，お話（ストーリーテリング），講座，展示会等を実施するほか，子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供，それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており，地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は，引き続き，図書館において充実させていくことが求められている。

さらに，図書館は，図書館法及び「望ましい基準」等に基づき，地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

（２）図書館における読書を支援する取組

①図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには，子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

「望ましい基準」では，市町村は，住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう，市町村立図書館及び分館の設置に努めることや，都道府県は，市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成 27年現在 3,331館であり，昭和38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では，都道府県立は 100%，市立は 98.4%であるが，町立は 61.5%，村立は 26.2%と，町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である 。

公立図書館が未設置の市町村においては，住民の生活圏，図書館の利用圏等を十分に考慮し，公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても，地域の実情に応じて，分館の設置や移動図書館の活用等により，子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は，とりわけ，町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ，公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い，市町村立図書館の設置を促す。

国は，読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について，広く国民の理解を得るよう努める。

②移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは，図書館から遠い地域に住む子供等，より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は，運行回数の増大やサービスポイント 18の拡充に努め，子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

③情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は，図書館における子供の読書活動をより充実したものとすることができる。平成 27年現在，来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は 91.2%，子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は 88.8%である 。

いずれも，充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり，全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

④子供の利用のためのスペース等の設置

平成 27年現在，児童室を設置している図書館の割合は63.6%であり，子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため，図書館は，子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は，子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り，子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。

⑤障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして，図書館においては，点字資料，大活字本，録音資料，手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供，手話・筆談等によるコミュニケーションの確保，図書館利用の際の介助，図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成 27年現在，施設・設備については，障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は 93.5%に上るものの，録音図書を所有する図書館は 20.2%，点字図書等を所有する図書館は 39.4%，拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は 49.1%にとどまっている 19。このため，図書館においては，録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど，障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

⑥運営状況に関する評価等の実施

図書館は，その運営に関する適切な目標を設定し，達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い，子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に，より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては，図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか，当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

⑦図書館資料の整備・提供

図書館は，多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し，十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第３条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して，充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については，地方交付税措置が講じられており，都道府県及び市町村は，公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

⑧子供や保護者を対象とした取組の企画，実施

図書館は，引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会，講座，展示会，子供同士で行う活動等を企画し，実施することが求められる。これに当たっては，対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

⑨読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには，図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等，子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに，中学生や高校生の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び，図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信，ソーシャルメディアの活用等，インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成 27年現在，ホームページを開設している図書館は 91.8%と平成 23年と比べて 21.1ポイント増加したが，メールマガジンの配信は 10.1%，ソーシャルメディアの活用は 12.6%にとどまっている20。全ての図書館において，インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

（３）連携・協力

①学校図書館等との連携・協力

子供の読書環境をより充実させるため，図書館相互の連携・協力のみならず，学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し，蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に，図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し，団体貸出しや相互貸借を行うとともに，図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また，図書館は，民間団体，保健所，保健センター，保育所等と積極的に連携・協力し，取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても，子供が利用しやすい環境整備，児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに，子供の読書活動に資する行事や講座等の充実，資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国，都道府県及び市町村は，図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

②ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は，子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており，絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入等により，多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し，それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において，幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており，放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は，これらの取組とも積極的に連携・協力し，子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施，子供の読書活動に関する研修機会の提供等，地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。

（４）司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

①司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は，児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供，読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施，子供の読書に関する保護者の相談への対応等，子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については，地方交付税措置が講じられており，都道府県及び市町村は，司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は，司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り，積極的な配置を促す。

②司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は，図書館における専門的職員として，児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や，子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識，子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け，子供やその保護者に対して，図書に関する案内や助言を行うとともに，子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに，学校と積極的に連携し，児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内，図書館の利用についてのガイダンスを行うなど，子供の読書活動がより活発となるよう，様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は，図書館法第７条の規定に基づき，司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため，継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

２　その他

（１）国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では，納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存，外国の児童・青少年用図書等の広範な収集，関連資料の収集・保存を行うほか，公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また，「国際子ども図書館」は，インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供，全国の図書館職員に対する講座の実施，講師の派遣等を行うとともに，情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど，「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため，「国際子ども図書館」は，図書館，学校図書館等との連携・協力を推進する。

（２）大学図書館

子供の読書活動を推進する上で，大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため，大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等，地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

（３）公民館図書室等

公民館図書室等は，身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから，図書館と連携し，児童・青少年用図書等の整備に努めるほか，読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し，読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

（４）児童館

児童館は，子供に健全な遊びを与えて，その健康を増進し，又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では，児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ，読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は，図書館における諸活動と同様，子供が読書に親しむ契機となっているため，都道府県及び市町村は，これらの活動が一層推進されるよう促す。

（５）放課後子供教室，放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室，放課後児童クラブ等の地域の居場所についても，読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら，子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

Ⅳ　学校等における取組

１　幼稚園，保育所等

（１）幼稚園，保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう，幼稚園，保育所等は，幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき，乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて，幼稚園，保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも，読み聞かせ等を推進するとともに，保護者に対し，読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

（２）幼稚園，保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園，保育所等における図書の整備への支援等を通じて，幼稚園，保育所等において，乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園，保育所等においても，乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から，安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに，保護者，ボランティア等と連携・協力するなどして，図書の整備を図るよう促していく。また，幼稚園，保育所等は図書館の協力を得て，発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

また，異年齢交流において，小中学生が幼稚園，保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど，子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

２　小学校，中学校，高等学校等

（１）小学校，中学校，高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ，読書を楽しむ習慣を形成していく上で，学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和 22年法律第 26号）においては，義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ，生活に必要な国語を正しく理解し，使用する基礎的な能力を養うこと」（第 21条第５号）が規定されており，平成 29年，30年に公示された学習指導要領においても，言語活動等を充実するとともに，学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童生徒の自主的，自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ，学校においては，全ての子供が自由に読書を楽しみ，読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際，子供の読書の量を増やすことのみならず，読書の質をも高めていくことが求められる。

（２）小学校，中学校，高等学校等における取組

①小学校，中学校，高等学校等における読書指導

小学校，中学校，高等学校等の各学校段階において，子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け，読書の幅を広げるため，読書の機会の拡充や図書の紹介，読書経験の共有により，様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には，以下の活動が挙げられる。

・全校一斉の読書活動
・推薦図書コーナーの設置
・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
・子供が相互に図書を紹介し，様々な分野の図書に触れる活動，読書会，ペア読書，お話（ストーリーテリング），ブックトーク，アニマシオン，書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については，現在３万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが，このような活動は不読率の改善という観点から効果的である。高等学校等においても，自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については，後述するように，「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに，本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また，新学習指導要領では，学習の基盤となる言語能力を育成するため，各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに，国語科を要として，各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること，あわせて，言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されている。

具体的には，各教科等において，学校図書館の機能を計画的に利活用し，「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図るとともに，児童生徒の主体的，意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。

海外の日本人学校においても，児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう，図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

②障害のある子供の読書活動

障害のある子供は，特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ，全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう，点字図書や音声図書など，一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに，学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

（３）学校図書館

①学校図書館の役割

学校図書館は，学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり，①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能，②児童生徒の学習活動を支援したり，授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能，③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり，児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの学校図書館には，読書活動における利活用に加え，様々な学習・指導場面での利活用を通じて，子供たちの言語能力，情報活用能力，問題解決能力，批判的吟味力等の育成を支え，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め，学校においては，「学校図書館ガイドライン」を参考に，学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに，学校図書館は，可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう，また，一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ，必要に応じ，地域の様々な人々の参画も得ながら，児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また，登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し，児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

加えて，蔵書の貸出しの促進，子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

②学校図書館の取組

ア学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには，児童生徒の知的活動を増進し，様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第２条に規定する図書，視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。）を整備・充実させていくことが必要である。また，各教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも，学校図書館資料を充実し，児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため，文部科学省において，平成 29年度から 33年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等５か年計画」が策定され，公立義務教育諸学校の学校図書館資料について，新たな図書等の購入に加え，情報が古くなった図書等の更新を行うこととして，単年度約 220億円，５年間で総額約 1,100億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準（平成５年３月 29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成 27年度末（平成 23年度末）：小学校 66.4%（56.8%），中学校 55.3%（47.5%） 22）を踏まえ，都道府県及び市町村においては，学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう，引き続き努め，本計画期間中に，全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また，新たな「学校図書館図書整備等５か年計画」においては，学校図書館への新聞

配備のため，単年度約 30億円，総額約 150億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は，平成 27年度末現在，小学校で約 41.1%，中学校で約37.7%，高等学校で 91.0%であり 23，新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ，学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお，私立学校についても，学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

また，学校図書館においては，公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し，相互貸借等を行うことが重要である。

イ学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については，読書スペースの整備が進められるよう，新増築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また，国は，学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により，各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

ウ学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し，学校図書館図書情報をデータベース化したり，他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより，自校の学校図書館のみならず，地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索，多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

平成 27年度末現在，学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋（コンピューター室等）が一体的に整備されている（隣接して整備している場合も含む）割合は，小学校で 12.6%，中学校で 8.2%，高等学校で 4.6%である。また，学校図書館内に，児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている割合は，小学校で 10.6%，中学校で12.5%，高等学校で 47.6%であり，学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は，小学校で73.9%，中学校で 72.7%，高等学校で 91.3%である 。

教育用コンピューターをはじめとする学校におけるICT環境整備については，地方交付税措置による整備が進められており，引き続き，効果的かつ効率的な整備を進める。また，学校図書館，コンピューター教室，普通教室，特別教室等を校内 LANで接続し，学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに，学校のインターネット接続環境についても，児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから，引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し，他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて，学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

（４）人的体制

子供の読書活動の推進に当たっては，読書の楽しさや本のすばらしさ，本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで，学校図書館は，より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は，校長のリーダーシップの下，計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ，司書教諭が中心となり，全ての教職員，学校司書，地域のボランティア等が連携・協力して，それぞれの立場から，学校図書館の機能の充実を図り，児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには，司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し，学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに，読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により，教職員の意識の高揚や指導力の向上，学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に，校長は学校図書館の館長としての役割も担っており，校長のリーダーシップの下，計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため，例えば，教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。

また，教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに，教員の養成課程において，各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

①司書教諭の配置

司書教諭は，学校図書館資料の選択・収集・提供のほか，学校図書館を活用した教育活動の企画の実施，教育課程の編成に関する他教員への助言等，学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから，その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第５条及び附則第２項の規定に基づく政令により，平成 15年度以降，12学級以上の学校（小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校）に，司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており，各学校での配置が進められているが，引き続き司書教諭の配置を進めるとともに，司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう，司書教諭の講習を進める。

また，司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう，教職員の協力体制の確立や，校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに，司書教諭の役割等について理解を図る。

②学校司書の配置

学校司書は，専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには，学校司書を配置して，司書教諭と連携しながら，多様な読書活動を企画・実施したり，学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの，学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成 28年４月（平

成 24年５月）：公立小学校 59.3%（47.9%），公立中学校57.3%（47.6%） 25），市町村において，児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ，公立小中学校に学校司書を配置するための経費として，平成 29年度からの「学校図書館図書整備等５か年計画」において，新たに学校司書を位置付け，単年度約 220億円，５か年総額約 1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は，こうした措置の趣旨に鑑み，学校図書館の活性化を図り，児童生徒の読書活動を適切に支援するため，学校司書の更なる配置に努めるとともに，研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

また，「学校司書のモデルカリキュラム」については，学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって，履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の採用については，任命権者である都道府県，市町村，学校法人等の権限であり，これらに対して，モデルカリキュラムを周知し，モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

③その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり，学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

（５）連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で，学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は，幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて，地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

Ⅴ　子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり，相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから，引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには，友人等の同世代の者とのつながりを生かし，子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際，ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。こうした取組を通じ，「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに，本の理解を深めることにつなげていくことが重要である。

本についての話合いや批評をすることは，読む本の幅を広げるきっかけとなったり，他者の異なる考えを知り，それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。

例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており，これらを参考に，必要に応じて高校生の時期の子供以外も対象としつつ，取組が行われることが期待される。

・読書会

数人で集まり，本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む，事前に読んでくる，一冊の本を順番に読む等，様々な方法がある。この取組により，本の新たな魅力に気付き，より深い読書につなげることができる。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり，家族や他の学年，クラス等様々な単位で一冊の本を読み，感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し，本を共有することにつなげることができる。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ，聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで，語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら，あるテーマに沿って関連付けて，複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

・アニマシオン

読書へのアニマシオンとは，子供たちの参加により行われる読書指導のことであり，読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等，様々な形がある。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人５分程度で紹介し，その発表に関する意見交換を２～３分程度行う。全ての発表が終了した後に，どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・図書委員，「子ども司書」，「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び，お薦め本を選定して紹介したり，同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに，読書活動の推進役となり，同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

・子供同士の意見交換を通じて，一冊の本を「 ○○賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み，評価の基準も含めて議論を行った上で，一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み，共通の本について自身の考えで話し合うことで，自分と異なる視点を知り，自身の幅を広げることにつ

ながるものである。
　また，子供の読書への関心を高めたり，読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう，例えば，マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め，個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

Ⅵ　民間団体の活動に対する支援

１　民間団体の役割

　民間団体は，子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに，子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど，子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば，全国レベルでは，読書週間等のキャンペーン，読書感想文コンクール，家庭における読書を積極的に推奨する運動，全国各地を訪問して行う読み聞かせ，フォーラムの開催，読書活動に関する専門的知識を有する者の養成，子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。地域レベルでは，自発的に組織された約 9,000のグループにおいて，草の根的に文庫活動，読み聞かせ等が行われている。

２　民間団体の活動に対する支援

　国は，子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ，情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため，民間団体やボランティアの取組を周知するとともに，「子どもゆめ基金」をはじめとした助成等を行う。
　また，都道府県及び市町村においては，域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに，子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては，活動の場の確保のため，域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど，奨励方策を講ずることが期待される。

Ⅶ　普及啓発活動

１　普及啓発活動の推進

（１）「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

　「子ども読書の日」（４月 23日）は，「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第 10条第１項）に設けられたものである。
　このため，国，都道府県及び市町村は，「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに，文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月 27日）においても，その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。
　また，国は，都道府県，市町村，学校，図書館，民間団体，書店等の民間企業等と連携を図りながら，ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

（２）各種情報の収集・提供

　国は，子供の読書活動の効果，インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに，子供や子供の読書活動に関する現状のデータ，優良事例等の情報を収集し，これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また，国は，各大学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう，必要な情報の収集・提供に努める。
　都道府県及び市町村は，子供の読書活動の実態や，域内の学校，図書館，民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し，これを提供するよう努める。
　このほか，国，都道府県，市町村，学校，図書館，民間団体，民間企業等は，子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

２　優れた取組の奨励

　国は，子供の読書活動の推進に関し，優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより，関係者の取組の意欲を更に高め，活動内容の充実を図るとともに，広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深める。

（１）優れた取組に対する表彰等

　国は，子供の読書活動を推進するため，子供が読書に興味を持つような活動，関係者の資質向上のための活動，関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県，市町村，学校，図書館，民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより，その取組の奨励を図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成 25年度から29年度までの表彰実績は合計 1,200件である（学校 688件，図書館 233件，団体 259件，個人 20人）。

（２）優良な図書の普及

　児童福祉法（昭和 22年法律第 164号）第８条第８項の規定により，社会保障審議会では，福祉文化分科会を設け，児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。
　このような優良な図書は，地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館，児童福祉施設，視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで，優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

福岡県子ども読書推進計画（抄）

平成２８年８月

Ⅲ 推進のための方策
第１章 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進
１ 家庭
（１）家庭の役割
ア 育児における読み聞かせの重要性

子どもが幼いころから、本に親しみ、本の楽しさを知るためには、家庭における読書環境の充実が大切です。子どもは、保護者からのたくさんの愛情や触れ合いの中ですくすくと育っていきます。特に幼少期の記憶や経験が、その後の成長を大きく左右すると言っても過言ではありません。

子どもは、身近なところに本があり、保護者から愛情いっぱいに読み聞かせをしてもらったり、保護者と一緒に本を楽しんだりすることで、言葉や読解力以外にも想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。

なお、読み聞かせの目安としては、幼児から小学校低学年児童への実施が効果的であると言われていますが、乳児から大人まで、あらゆる年代への実施が可能です。

イ 日常生活の中で継続した読書活動を行うための保護者の配慮

まずは、子どもに本を好きになってもらうことが大切です。無理に読ませるのではなく、子どもが自主的に本を手に取って、読書を楽しむことが重要です。

そのためには、保護者自身が本に対して興味・関心を持ち、楽しみながら、子どもに読み聞かせ等を行うことが大切です。

家庭の中で、「特別」にではなく「日常的」に読書の習慣付けをしていくことは有効な方法です。

また、人に読んでもらった本や子ども自身が読んだ本について、家庭の中で楽しく話し合うなどして、子どもの更なる興味・関心を引き出すことも必要です。

ウ 青少年期における読書の奨励

平成27年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全くしない」と答えた割合は、福岡県（公立）の小学校で22.0（全国19.9）%、中学校で38.1(全国35.0)%であり、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあります。しかし、青少年期のこの時期にこそ、人生を豊かなものにし、考える力を養う本格的な読書をするための習慣を確立しなければなりません。このため、多岐にわたる興味を持つこの時期の子どもの読書活動を、家庭においても温かく見守り、励ますことが必要です。

（２）家庭における読書活動の推進

家庭における子どもの読書活動の推進には、保護者の理解が必要不可欠です。そのためには、保護者に対して、子育てにおける読み聞かせや読書の重要性について、あらゆる機会と場所を通じて理解を図る必要があります。

ＰＴＡ研修会や乳幼児健診等様々な機会を利用して、学校、図書館、保健所・保健センター、ボランティア団体等が連携を図りながら、保護者に対して理解の促進を図ることが必要です。

福岡県の取組

・福岡県ＰＴＡ連合会等と連携し、各種ＰＴＡ研修会等を通じて読書活動の効果について啓発し、「読み聞かせ」「親子での読書」など家庭での読書を充実し、子どもの読書活動の推進に努めます。
・社会教育主事等による市町村支援、家庭教育支援等の機会等を活用して、子どもの読書活動の充実に努めます。

２ 地域
（１）図書館における読書活動の推進
ア 図書館の役割

図書館は、豊富な図書があり、リクエストサービス（※13）、レファレンスサービス （※14）、団体貸出サービス（※15）などが行われており、子どもを含めた地域住民にとって本と触れ合う身近な施設です。

また、図書館は、保護者と子どもが本に親しむ場所であり、読み聞かせやおはなし会の実施、読書相談、展示会、研修会等を実施するほか、ボランティア団体等への支援や活動の場の提供を行うなど、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

特に、県立図書館は、県全体の子どもの読書活動を推進する拠点として一層の充実が求められています。

イ 新たなサービス展開のための読書推進ボランティアの参加促進と発掘・活用

子どもが読書に対する興味を持つためには、本との出会いの機会を作ることが大切です。その基本的なものが「読み

聞かせ」と言えます。読書に関心のない子ども、一人では本を読めない子どもや本を読むことが苦手な子どもに、本を読んであげることは、子どもがおはなしの楽しさを知り、本に興味を持つようになるための効果的な方法です。また、絵本の読み聞かせ以外にも、ストーリーテリング（※16）やブックトークなどを通じて子どもの読書に深みと広がりをもたらすことができます。このような活動を支えるのが、地域で活動する読書推進ボランティアです。図書館等の社会教育施設は、地域の読書推進ボランティアの現状や活動状況を把握し、学校・図書館・公民館・児童館等での活動の場を提供するためのコーディネーターとしての役割を担っています。

ウ 読書推進ボランティア養成・情報提供等の取組の推進

図書館では、子どもの豊かな読書環境を作るために、読み聞かせ等の読書に関するボランティアの養成・レベルアップ研修等、学習の機会や関連する各種情報を提供するなどの取組が望まれます。

エ 県立図書館における子どもの読書活動推進のための事業の実施

県立図書館では、子どもの読書活動を推進するため、一般県民に対する啓発活動を行うとともに、地域のリーダーとして活動できる人材を育てるための取組を積極的に行います。

（２）公民館における読書活動の推進

図書館の整備が行われている市町村においては、地域の実情に応じて公民館図書室を活用し、図書館と公民館が連携して子どもの読書活動を推進することも大切です。

また、図書館が設置されていない市町村（本県では13.3%の市町村）においては、公民館が社会教育法に基づく社会教育施設として、子どもの読書活動の推進に関する事業を実施することが期待されます。

しかし、公民館図書室に専任職員がいないところが多く、ボランティア団体等と連携を図りながら、読み聞かせ等のボランティア養成や読書推進のための取組、啓発広報活動等を実施し、充実していくことが望まれます。

（３）児童館等における読書活動の推進

児童館・児童センターには、図書室が整備されています。県内では、16市９町に児童館・児童センターが設置されており、地域で子どもが読書に親しむ場所として期待されています。

また、図書館等と連携した読み聞かせや資料の整備等の施策の推進を図ることが望まれます。

（４）保健所・保健センター等との連携による読書活動の推進

乳幼児健診時等を利用して、保護者に本の読み聞かせの有用性について知ってもらうことが大切です。

現在では、乳児とその保護者を対象に、読み聞かせの説明とともに絵本を手渡し、絵本を仲立ちとして、温かい触れ合いの時間を共有することを勧めるブックスタート運動が広がっています。この運動は、絵本の楽しさを知ってもらい、子どもの心を豊かに育てるための第一歩として、とても効果的です。なお、実施に当たっては、図書館と保健所、保健センター等との連携・協力が必要です。

福岡県内においては、平成27年度にブックスタート事業を実施した市町村は、58市町村になり96.7%の市町村がブックスタート事業または類似事業を実施しています。

（５）地域における子どもの読書活動推進機関・団体の連携による読書活動の推進

子どもの読書活動推進については、図書館、公民館、民間団体・グループなどの関係機関・団体がそれぞれ独自の展開を図っていくことが大切ですが、お互い連携・協力し、総合的な観点から取り組む必要もあります。また、これらの連携・協力した取組が、学校での取組と有機的に結ばれることによって、子どもの読書活動を一体的に推進することができます。

したがって、これら関係機関・団体が連携・協力できるシステムを構築し、子どもの読書活動推進のための総合的な取組を検討することが必要です。

また、これらの取組を学校に周知し、理解を求め、さらに学校と連携しながら進めていくことも大切です。

このような取組を効果的に推進するため、次のようなことが考えられます。

ア 読書推進ボランティア交流会の実施

現在多くのボランティア団体等が組織され、その連携体制も広がっています。図書館や公民館での読み聞かせ、ブックトークやビブリオバトル（書評合戦）などの活動にあわせ、学校の国語科等の教科指導や特別活動の中で、直接子どもに読み聞かせ等を行ったりしています。このように、子どもの興味を本に向け、読書の習慣を付けさせる取組において、読書推進ボランティアが担う役割が高まってきており、その知識や技術のレベルアップや研修の機会が必要となっています。

したがって、多くの読書推進ボランティアが参加し、講演、実習、事例発表、ワークショップ、情報交換などにより技能向上を図りながら、お互いを高め合えるような交流会を実施することが求められます。

イ 幼稚園・保育所・学校への読書推進ボランティア派遣の充実・展開

これまで読書推進ボランティアは、地域での活動を主体的に行い、その活動を通じて、子どもの読書に対する意欲を高め、本への興味を引きつけてきました。しかしながら、地域での活動だけでは多くの子どもがその恩恵に浴する機会

が少ないと言えます。
　今後は、多くの子どもが、専門的な技術を持つ読書推進ボランティアによる読み聞かせやブックトークなどを体験する機会を持つことによって、読書の面白さや大切さ、素晴らしさを理解し、日常的な読書の習慣を身に付けることへと発展させることが大切です。
　したがって、多くの幼稚園・保育所・学校に読書推進ボランティアを派遣し、子どもに読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークを味わう機会を増やし、朝の読書の取組などと関連付けながら、子どもの本に対する興味を高めていくことが必要です。

福岡県の取組
・県民への子どもの読書推進活動の啓発を図るとともに、読書推進ボランティア、市町村図書館職員等の育成と資質向上のための支援を行います。
・県内市町村図書館等や、教育事務所をはじめとする関係機関と連携し、県内の子どもの読書に係るボランティアの活動実態の把握と活動の支援に努めます。
・県内の市町村におけるブックスタート事業の実施に関する調査を継続的に実施します。
・乳幼児期の読書の意義を家庭や地域に啓発すると共に市町村のブックスタート事業の実施について支援を行います。
・福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会と連携し、県内の読書活動推進ボランティアの交流と活動の支援に努めます。
・社会教育主事等による市町村支援、家庭教育支援等の機会等を活用して、子どもの読書活動の充実に努めます。

３ 学校
（１）学校における読書活動の推進
ア 学校の役割
　学校は、従来から国語科などの各教科等をはじめ、様々な学習活動の場で読書活動を行っており、子どもの発達段階に応じて、子どもの読書習慣を定着させる意味で大きな役割を担っています。
　子どもの読書活動の推進に当たっては、各学校にある学校図書館や地域の図書館を計画的、継続的に活用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが必要です。また、指導する立場にある教職員自身が読書の喜びや意義について理解を深めることも、同様に大切です。
　県では、文部科学省から発行された「みんなで使おう！学校図書館」を市町村教育委員会に配布し、学校図書館の整備充実について啓発を行っています。
　また、初任者研修においても、学校司書と司書教諭が連携しながら、図書館の利活用を促すなど、学校における読書活動の充実に努めています。

イ 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動での学校図書館の計画的利用と活用
　小・中学校の国語科の学習指導要領では、児童生徒の発達段階に応じて「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を生活に役立てようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。また、小・中学校の特別活動の学級活動や小学校の社会科でも学校図書館の利用及び活用を指導事項としています。
　高等学校の国語科においても「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることなどを通して、読書意欲を喚起し幅広く読書する能力を育成するとともに、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めるようにする」ことなどが、内容の取扱いにおける配慮事項とされています。
　このことは、国語科だけでなく、学校教育全体として学校図書館を計画的に利用して、教育活動の展開に一層努めることが大切であることを示しています。例えば、社会科のディベートで統計資料を調べたり、総合的な学習の時間で「環境」に関する資料をインターネットを通じて検索したりするなど、すべての教科・領域等において、学校図書館を活用した学習を展開することが大切です。

ウ 全校一斉の読書活動などの一層の普及
　県では、「朝の読書」などを推進しており、平成27年度においては、読書活動を定例的に実施しているのは、公立小学校94.3%、公立中学校86.5%、県立高等学校74.7%にのぼっています。
　「朝の読書」などの実施は、「落ち着きが出てきて、静かに自分の内面を省みたり、心にゆとりが生まれてきた」などの報告がなされており、児童生徒が読書の楽しみや喜びを知ったり、読み書き等の学ぶ力が付いたり、家庭生活や学校生活に好影響を与えていたりと、学習面や生徒指導上で多くの成果を挙げています。
　また、継続的な実施が定着した後も、選書についての「質」の観点から、個々の子どもの興味・関心などの状況に合わせた段階的な配慮・指導が必要です。各学校において、絵本や読み物、調べ学習に役立つ本など多様な種類の本を揃えることや、必読書や推薦図書、学習に役立つテーマ別ブックリストを作成することなどを促していきます。

エ 児童生徒が読書に親しむ態度の育成
　子どもが読書の楽しさや良さを味わえるような指導の工夫や取組が必要です。推薦図書コーナーの設置や、校内におけるおはなし会の実施等、学校独自の子どもの読書活動を推進する取組を実施し、児童生徒が自らの知識を高めるためや疑問を解決するために、自主的に学校図書館を活用する態度を育成する必要があります。そのためには、児童生徒による自主的な図書委員会の活動が重要です。図書委員会の活動を活性化し、児童生徒が自分たちのアイディアを生かし

た自主的・実践的な活動を通して、読書活動の充実を図るよう働きかけます。

オ 校内の推進体制の整備・充実・意識の高揚

児童生徒の自主的な読書活動の一層の充実を図るため、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるような校内の体制を整備し、教員の指導力の向上、教職員・学校司書等との連携・協力を推進し、学校図書館の有効活用を図ることが必要です。

推進体制の整備に当たっては、各教科や総合的な学習の時間等における公共図書館や地域の読書推進ボランティアの積極的な活用が大切です。学校では、読書活動に関する保護者や地域の読書推進ボランティアに、読み聞かせや読書指導の場を提供したり、学校図書館運営への参加を求めたりしながら、積極的に連携を図るよう働きかけます。

また、情報交換や研究協議の場を通じて、司書教諭等の学校関係者の意識の高揚を図ることが必要です。

さらに、教職員の初任者研修、教職経験２年経過教員研修、教職経験５年経過教員研修、10年経験者研修等の中で、子どもの読書活動の意義についても啓発を図っていきます。

カ 障害のある子どもの読書活動の推進

平成28年４月１日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行う必要があります。

今後も、子ども一人一人の障害の状態や特性、生活経験等に応じ、適切な図書の選定と読書活動の工夫、読書環境の整備を図ることが必要です。また、図書館や公民館、読書推進ボランティア等と連携し、障害のある子どもの読書活動の推進を図ることも大切です。

視覚障害のある子どもにおいては、墨字本、点字本、拡大写本、さわる絵本、音の出る絵本、録音図書等多様な資料の整備に努める必要があります。また、読書推進ボランティアの協力を得ながら、点訳、拡大写本の製作、テープ録音・デイジー録音（※17）等による資料の充実や対面朗読の充実に努めるとともに、視覚障害教育情報ネットワーク等の活用を一層図る必要があります。

聴覚障害のある子どもにおいては、視覚情報としての読書の重要性に鑑み、本で調べる力を養うためにも蔵書の拡充や学校図書館活用の工夫に努めることが必要です。学校全体で「読書の日」や「読書週間」を設け、図書委員の児童・生徒による紙芝居や手話等による読み聞かせ等を積極的に推進し、読書習慣の確立を図り、また、図書館等と連携し、字幕入り映像資料等の活用を充実させることが必要です。

知的障害のある子どもや肢体不自由のある子ども、病弱の子どもにおいては、一人一人の障害の状態や特性、生活経験等を考慮し、適切な図書を選定するとともに、教員や読書推進ボランティアによる読み聞かせ、紙芝居や仕掛け絵本、布の絵本、ペープサート （※18）、パネルシアター、視聴覚機器等の整備など、読書活動の工夫・充実に努める必要があります。また、地域の図書館を利用したり、団体貸出を利用した図書室を開設したりするなど、読書に親しむ機会の拡充に努めることが必要です。

（２）教職員等を対象とした読書推進研修会の実施

学校においては、教職員が子どもの読書活動の重要性を認識し、国語科における発展的な読書活動や各教科、総合的な学習の時間等における調べ学習のため図書館を活用していましたが、ブックトークなどの手法や選書の仕方などを身に付ける機会が十分であったとは言えませんでした。

したがって、関係機関・団体と学校が一体となって子どもの読書活動を進めるためには、教職員に子どもの読書活動の現状やその大切さについて理解を促し、学校での様々な機会を通じて、子どもが本に親しみ、読書意欲を向上させていくことができるような内容の研修会を実施することが求められます。

（３）幼稚園や保育所等における読書活動の推進

ア 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の積極的な推進

乳幼児期における子どもの読書活動は、読み聞かせを中心とした取組になります。乳幼児期に読書の楽しさと出会うため、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育･保育要領」に示されているように、乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うとともに、研修会等において、教職員及び保育士の読書に対する理解を図ります。

イ 地域の読書推進ボランティア等の積極的な人材活用

幼稚園や保育所においても、子どもの読書活動の推進においては、図書館や読書推進ボランティア等の人材を積極的に活用していく必要があります。

そのためには、地域の読書推進ボランティア情報の活用や、図書館と連携・協力して本の読み聞かせなどの取組の推進が求められます。

ウ 保護者等に対する啓発・普及

県、市町村は、幼稚園や保育所等に対して、乳幼児期における読み聞かせの重要性について啓発を行い、幼稚園や保育所等の蔵書や幼児の読書活動等の紹介、家庭における読み聞かせの推奨など、保護者への広報を促します。

エ 異年齢交流を通じた読書活動の機会の提供

近隣の小・中学生等が、幼児や未就園児を対象に読み聞かせを行うなどの取組の推進が期待されます。

福岡県の取組

・県内の各学校の読書活動の現状を把握するために、読書活動に関する調査を継続的に実施します。
・県教育センターの専門研修の１つとして、教諭等を対象に講座「学校図書館のセンター機能の充実と活用」の実施に努めます。
・幼稚園新規採用教員研修において、読み聞かせ講座の実施に努めます。
・社会教育主事等による学校支援の機会等を利用して、学校図書館と公立図書館の連携、強化に努めます。

４ 民間

（１）ボランティア団体等の連携促進

県内のボランティア団体等は、独自に、あるいは学校・図書館・公民館・児童館等と連携し、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、子どもの読書活動の意義等について理解や関心を広げるために活動したりしています。また、これらの活動を通して保護者同士の交流も生まれやすくなり、より一層地域に密着した子どもの読書活動の推進が図られています。

このような県内のボランティア団体等による活動の状況について把握する必要があります。また、これらのボランティア団体等が資質を高めながら、活動を充実していくためには、団体間相互の交流や情報交換などの機会を通じて連携・協力していくことが必要です。

これらの取組によって、あらゆる関係者に、子どもの読書活動推進の趣旨が周知理解され、共通理解のもとに県民が一体となって子どもの読書活動が推進されることが望まれます。

（２）公共性が高い活動への支援

地方公共団体は、子どもの読書活動を推進する民間団体等の取組で公共性が高いものについては、活動の場の提供や子どもゆめ基金助成金を周知するなど、活動奨励のための方策を講じることが期待されています。

福岡県の取組

・子どもの読書活動を支援する子どもゆめ基金助成金(※19)の活用について周知します。

第２章 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

１ 図書館

（１）県立図書館における児童サービスの充実

県では、平成14年４月23日に福岡県立図書館子ども図書館を県立図書館別館に開館しました。この子ども図書館は、県内の子ども読書活動推進の拠点として開設され、約９万１千冊の蔵書と子ども用の閲覧室のほかに、おはなし会を行う「おはなしのへや」や小学生が学習利用やインターネットが利用できる「子ども情報ルーム」等の目的別に４つの部屋を持つ充実した施設です。

子ども図書館とは、子どもにとっては読書の楽しみを知り、本を通して知識を得ることが自由にできるところであり、保護者にとっては厳選された豊かな蔵書の中から子どものために本を選んだり、子どもの読書活動や本について相談することのできる場所です。また、おはなし会の実施、子どもに薦めたい本の展示、子どもの読書に関する講座の実施、読書推進ボランティアの支援等、子どもの読書活動を推進する上での重要な役割を果たしています。

また、中高生や同世代の若い人々に本を手渡す場所として、ヤングアダルトコーナーなど青少年向けのコーナーを設ける図書館も多くあります。県立図書館でも、平成19年７月24日「青少年と暮らしの交流室」を設置し、資料の充実、情報の提供、研修等に努めています。

さらに、平成25年６月から学校との連携を積極的に支援する「学校支援サービス」を本格的に実施しています。今後とも、福岡県公立図書館等協議会と協働し、県全体に推進していきます。

県立図書館では、子ども図書館を中心に児童用図書・子どもの本や子どもの読書活動に関する資料の整備・充実を図るとともに、関係機関や県民に情報を提供し、その大切さを理解してもらうための活動を行い、子どもの読書活動推進の拠点として、広域的立場から推進していきます。さらに、市町村立図書館の推進事業を積極的に支援します。

（２）市町村立図書館の整備促進

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月文部科学省）によると、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう図書館及び分館の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行い、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとされています。

本県内においては、図書館を設置している市町村は52市町（86.7%）であり、未設置の８町村（13.3%）については、読書活動の重要性について、さらに啓発を行い、図書館設置の気運の醸成に努めます。

（３）豊富で多様な図書資料の整備

図書館は、子どもが身近で気軽に様々な本に出会える大切な場所であることから、各図書館はその地域の特色を生かし、地方交付税等を計画的に活用しながら、子ども向けの図書やその地域の方言、郷土文化等に関する豊かで多種多様

な図書資料の収集・提供を行うことが必要です。

（４）移動図書館車の整備推進

移動図書館車は、図書館から遠距離にある地域の方々にとって便利であり、子どもの読書活動推進の上からも有効であることから、助成金等を活用して整備することが望まれます。

（５）図書館情報化の推進

子どもが、自らの興味・関心により、必要とする本が容易に手に入る環境を整備するためには、インターネットを活用した図書検索システムの導入が重要です。

また、インターネット接続の利用者用コンピュータの設置を進めるなど、図書館の情報化を推進する必要があります。

併せてホームページ等における情報発信において、情報バリアフリーアクセシビリティの向上に留意し、あらゆる子どもが利用しやすいウェブコンテンツの提供に努めなければなりません。

（６）児童室や児童コーナー等のスペースの確保

子どもの自由な読書活動を支援するため、図書館の設備、資料の配列など、子どもの行動や利便性を考慮しつつ、大人の利用者への配慮も必要です。

（７）青少年向けサービスの充実

青少年期は、子どもから大人に成長する大切な時期であり、体だけでなく、心も大きく育つ時期です。一般的な読み物のほかに、これらの世代に特徴的な「進路・就職」や「生き方や自己実現」などへの関心に応えることができるよう、資料の提供と充実が必要です。

（８）障害のある子どもへの諸条件の整備・充実

障害のある子どもにも等しく読書の世界への扉が開かれるようにするためには、障害に応じた利用しやすい形態の資料を充実させることが必要です。

また、特別支援学校等関係機関との連携による資料の共有化や情報の提供も大切です。書架と書架の間を車いすが通れるように広さを確保したり、段差のない部屋造りをしたり
するなど、障害のある子どもに対しての施設整備面での配慮も必要です。また、読み聞かせや対面朗読の充実、宅配サービス・病院への出前サービス等、障害のある子どもが利用しやすいサービスを展開する必要があります。

ア 障害のある子どもや障害のある親への資料等の充実

障害のある子どもが楽しめる本として、布の絵本、マルチメディアデイジー、録音資料、大活字本、点字資料等の充実とともに、障害のある親が本を介して子どもと触れ合う時間を持てるよう、バリアフリー絵本（※20）をはじめ、ＩＴを活用したサービスも充実してきており、障害の有無や種類にかかわらず読書を楽しむことができる多様な資料の提供が必要です。そのためには各特別支援学校等をはじめ関連機関との連携協力が不可欠です。

イ 朗読・点訳奉仕員等の養成

朗読・点訳奉仕員等の養成・研修を実施することにより、より質の高い資料を豊富 に提供できる体制を作ることが大切です。研修等を実施するに当たっては、関係機関 や隣接市町村との連携による共同事業として実施することも考えられます。

（９）司書の適切な配置、研修の充実

子どもの読書活動推進のためには、図書館への専門の知識・経験を持った司書の適切な配置が望まれます。県立図書館においては、司書等関係職員への講座や研修会等を開催し、その資質向上を図っていきます。

福岡県の取組

・県内の子ども読書活動の推進拠点として、県立図書館子ども図書館の活動の充実に努めます。
・県立図書館は、図書館、公民館図書室等で子どもの読書推進活動に携わる人材の育成図書資料の整備等図書館の整備・充実に努めます。

２ 学校図書館

（１）学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」の機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」の機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動において多様な教育活動を展開していくために、地域の図書館や学校図書館協議会等との連携を図りながら、学校図書館を充実していくことが求められています。

（２）学校図書館図書の計画的な整備促進

国では、「学校図書館図書整備５か年計画」が策定され、平成24年度から平成28年度までの５年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられています。

このことを踏まえ、各市町村に対して公立義務教育諸学校の学校図書館図書の整備・充実を図るよう促していきます。

（３）学校図書館施設・設備の整備・充実

教育用コンピュータの設置やインターネット接続には、地方交付税等の財源措置による整備が進められるとともに、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助が受けられるなど所要の措置が講じられており、子どもの読書活動推進のための有効な活用が望まれます。

（４）学校図書館の情報化

学校図書館ににコンピュータを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、地域の図書館等とオンライン化したりすることによって多様な興味・関心にこたえる資料の活用が期待できます。

また、インターネット接続によって児童生徒の調べ学習などの学習活動が効果的に展開されることが期待できます。

（５）学校図書館への人的配置の促進と支援体制の確立

学校図書館法が改正され、12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置することが義務づけられました。県では、これまでも司書教諭の資格取得のための養成講習を行ってきました。司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、校内研修の実施等を通じて、学校図書館の活性化を促進する役割を担っています。今後も、司書教諭の円滑な配置促進のために、引き続き司書教諭養成のための講習を実施し、その育成に努めます。

学校においては、司書教諭がその役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などが必要です。また、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通して教職員間の連携や理解を推進します。

また、学校司書は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっています。学校図書館の活用をさらに充実するため、配置について働きかけます。

（６）読書推進ボランティア等の人材の活用

県内の小学校では約81.1%、中学校では約28.1%の学校（平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省）で、保護者や地域住民による読み聞かせ等の読書推進ボランティアの活用が行われています。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や学校における読書活動の充実・促進が図られます。

このため、児童生徒に対する読み聞かせやストーリーテリング、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行うブックトーク、アニマシオン（※21）活動や学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域の読書推進ボランティア、非常勤職員等の人材活用の促進を図ります。

（７）学校図書館の開放

学校週５日制の実施に当たっては、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。このため、休業日・長期休業日においても、学校や地域の実態に応じて、地域のボランティア等の協力を得ながら、児童生徒を含む地域住民に学校図書館の開放が進むよう促します。

福岡県の取組

・各教科等における言語活動の充実の観点を踏まえ、学校図書館を有効に活用する態度の育成に努めます。
・学校図書館司書教諭講習の実施に努めます。
・県立学校司書教諭研修会等の実施に努めます。
・県立高等学校図書館司書研修会の実施に努めます。
・社会教育主事等による学校支援等の機会等を活用して、学校図書館と公立図書館の連携,強化に努めます。

３ 幼稚園・保育所等

（１）スペースの確保

幼稚園や保育所等においても、子どもが絵本などに親しむ機会を提供するために、本に触れられるスペースの確保に努めることが必要です。

（２）発達段階に応じた図書の選定

図書の整備を行うに当たっては、図書館などの協力により、発達段階に応じて有用な図書の選定が行われるよう配慮する必要があります。

４ 公民館等

住民の身近にあり、親しまれている施設である公民館図書室や各公共施設の中に設置されている図書コーナー等は、

子どもへ読書の機会を提供する貴重な場であることから、子どもの読書環境の向上のため、整備の促進を図ることが期待されます。

５ 市町村の推進体制の整備

市町村においては、地域に密着した、様々な住民の声に応じた子どもの読書活動推進のための事業を実施しています。そこで、それぞれの市町村の実情に合わせた基準、方針等を明らかにし、より効果的に子どもの読書活動の推進を図る「市町村子ども読書推進計画」の策定が必要です。

福岡県の取組

・県内の市町村の「市町村子ども読書推進計画」の策定・改訂状況、計画の進捗状況を把握し、計画に沿った運用が図られるよう助言等を行います。

第３章 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

１ 図書館間の連携・協力・ネットワーク化

（１）図書館間の連携・協力

図書館は、相互に連携、協力し合うことで、図書資料や情報について相互利用や協力活動を行うことができます。このことは、子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

県立図書館は、市町村立図書館の求めに応じ、子どもの読書に関する資料や研究書の紹介・提供を行うとともに、子どもの読書に関するレファレンスの援助や子どもの読書活動推進のための技能指導等も行います。

市町村立図書館は、子どもの読書活動に関する取組について、県立図書館及び市町村立図書館との連携を積極的に図り、県内の図書館間における円滑な情報の流通に努めることが望まれます。

（２）図書館の広域ネットワーク化

子どもの読書環境を豊かにするためには、多様な資料要求にこたえることが必要です。そのためには、インターネットによる蔵書の公開や横断検索システムの推進が有効です。インターネットによって図書館等の蔵書検索や貸出予約等が行えるシステムを活用し、 サービスの高度化を図ることで、子どもの読書環境をより豊かにすることが望まれます。

福岡県の取組

・市町村立図書館等と連携・協力し、更なる相互貸借の充実を図るとともに、県立図書館遠隔地貸出・返却サービス(※22)により県民への資料提供の利便性の向上に努めます。

・国立国会図書館国際子ども図書館（※23）をはじめとする、子どもの読書に係る関連機関との連携・協力を図るとともに、研修や協力レファレンスを通じて、市町村図書館職員が子どもの本や読書に関する知識や、技能を蓄積できるよう努めます。

・福岡県図書館情報ネットワークシステムの充実を図り、活用促進と未参加図書館の加入促進に努めます。

２ 学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

（１）学校への図書貸出や子どもに対する読書活動の推進

図書館は、学校に対し、絵本をはじめとする、あらゆる図書資料や調べ学習用資料の貸出を行うとともに、目的に応じた図書セット等を供するなど、子どもの豊かな読書環境を整備することが必要です。

また、学校と連携・協力し、読書まつり・おはなし会・展示・図書館見学等、子ども対象の読書推進行事を実施することで、子どもに本の楽しさを知ってもらい、読書に対する興味・関心を持つよう努めることが望まれます。

（２）学校が家庭・地域と連携した取組の促進

学校が家庭・地域と連携した子どもの読書活動推進の先進的事例等の情報を収集し、教職員・保護者・読書推進ボランティアに対し、その事例を紹介することで、子どもの読書活動の意義を理解してもらい、学校と家庭・地域との連携・協力を推進します。

（３）学校図書館間の連携・協力・ネットワーク化

県内の学校図書館間で図書を相互貸出、共有することにより、効率的な図書整備が行えます。

なお、整備については、学校図書館の所蔵情報を電算化し、インターネット等で検索できるようにすることが望まれます。

（４）大学図書館との連携・協力

大学図書館でも、地域開放等による地域サービスを行っていますが、今後更に県内の図書館と大学図書館との連携・協力の推進が望まれます。

福岡県の取組

・福岡県学校図書館協議会との連携・協力を図り、学校図書館とその地域の図書館の連携・協力事例の情報収集と提供に努めます。

・市町村図書館と学校との連携の推進に役立つ事例を研究し、学校と地域の図書館の連携の推進に努めます。
・学校等における子どもの読書活動の支援のほか、教育活動に関する情報支援に努めます。
・図書館・学校・読書推進ボランティア等の連携事例の紹介や情報提供に努めます。
・県立図書館では、県内の大学図書館と連携して、資料の相互貸借等による一般県民への資料提供に努めます。
・大学図書館の福岡県図書館情報ネットワークへの参加拡大に取り組みます。

第４章 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

１ 総合的な子どもの読書活動の推進

「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、県内の各市町村や民間団体等の取組状況の把握をする必要があります。このため連絡会議を設置します。

福岡県の取組

・関係機関・団体で構成する連絡会議を設置し、情報を共有します。
・毎年、県内の状況を調査・把握しながら、福岡県子ども読書推進計画の進行管理を行い子どもの読書活動の推進に努めます。

２ 啓発広報の推進

家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進するには、様々な場や機会を活用して理解・啓発を図る必要があります。

また、これらの情報が効果的に住民に届くよう、関係団体が協力し、メディア等を通じて広報に努めることが必要です。

この啓発広報の取組は、家庭・地域・学校が連携・協力して実施することによって、一層効果的となります。また、書店商業組合との協力による各書店における啓発の促進も期待できます。これらの取組を通じて、さらに連携・協力体制の充実が図られます。

したがって、これら関係機関・団体が連携・協力できる組織が設置され、総合的に啓発広報を進めることが求められます。

（１）「子ども読書の日」を中心とした事業の実施

４月23日の「子ども読書の日」は、国民の間に、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって設けられたものです。県内各地で 制定の趣旨にふさわしい事業が実施されることにより、さらに効果を高めることが期待されます。

（２）ホームページを活用した啓発広報の推進

ホームページを活用することで、子どもの読書推進に関する様々な情報を提供し、広く県民に子どもの読書活動の意義をアピールし、その大切さについて社会的理解を求めることが必要です。

（３）あらゆる機会を通じた啓発広報の推進

子育てに関する講座等の機会を活用して、子どもの読書活動の意義・重要性について、広く啓発広報することが必要です。

学校においては、保護者説明会や家庭訪問等、また家庭へ配布する学校図書館だより、学級通信等を活用して、子どもの読書活動の意義や親子読書の促進について啓発に努めることが必要です。

県内の子どもの読書推進のため広く啓発を図るためのポスター、リーフレット等の掲示や配布等による広報に努めます。

福岡県の取組

・「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」についての普及・啓発を図ります。
・県内の「子ども読書の日」を中心とした行事の把握と情報提供に努めます。
・ホームページ「ふくおか社会教育ねっとわーく」における「ふくおか子育てパーク」 を活用し、子育てにおける読書の必要性、読書に関するイベント等について周知し、読書に関する情報の提供に努めます。
・県立図書館ホームページ（「福岡県立図書館子ども図書館ホームページ」「青少年の部屋ホームページ」等）において、子どもや青少年の読書に関する様々な情報の提供に努めます。※「ふくおか社会教育ねっとわーく」からもアクセスできます。
・社会教育主事等による市町村支援、家庭教育支援等の機会等を活用して、子どもの読書活動の充実に努めます。

３ 優れた取組の奨励

（１）優れた取組等を行っている機関・団体・個人の表彰

子どもの読書推進活動に対して実施される様々な表彰について、周知・活用を働きかけます。

子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について周知を図り、優れた取組等を行っている機関、団体、個人の活動の促進を図ります。

また、公益社団法人読書推進運動協議会の全国優良読書グループ表彰、県教育委員会の教育文化表彰や福岡県学校図書館協議会の学校図書館コンクール等を活用し、県内の優れた取組の奨励を図ります。

（２）市町村における表彰

市町村においては、各自治体の実情等に即し、優れた読書推進活動を奨励するため、顕彰制度等の設立が望まれます。

福岡県の取組

・子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について、周知を図り、優れた取組の紹介に努めます。

４ 優良図書の普及

（１）優良図書の家庭・地域への周知・普及

図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等へ、社会保障審議会児童福祉文化財推薦一覧（優良図書リスト）の配布を行うほか、県立図書館において推薦図書のリストを子ども図書館ホームページに掲載するなど優良図書の普及に努めます。

（２）書店商業組合等との連携・協力による優良図書の周知・紹介

現在、書店商業組合等を通して、県内の書店で子ども向け図書コーナーの設置や店頭における本の読み聞かせ等が行われています。今後も、書店商業組合との連携・協力を図りながら、子どもの読書活動の推進を図ります。

子どもの読書活動の推進に関する有識者会議　論点まとめ（抄）

平成３０年３月

第3章　具体的な取組

1　国，都道府県，市町村の役割

・第2章で述べたように，都道府県や市町村における推進体制を整備することは重要である。

・第三次基本計画においては，「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）の策定率を第三次基本計画期間中に市100%，町村70%以上とすることを目標としていた。

・平成28年度「都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査」（文部科学省）によると，市町村推進計画の策定率（平成28年度末）は，市88.6%，町村63.6%であり，とりわけ町村の策定率が低いことから，この策定を促す必要がある。

・発達段階に応じて子供の読書活動を推進するに当たっては，子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。

・市町村推進計画未策定の市町村においては，基本計画及び都道府県推進計画を基本として，市町村推進計画を策定するよう努めることが求められる。一方，市町村推進計画未策定の市町村を対象としたアンケート結果によると，未策定の理由として「人材が不足している」（※2），「図書館を設置していない」という点を挙げるところが多く，後述する都道府県の支援や助言も必要とされている。

・市町村推進計画を既に策定している市町村においても，基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら，推進計画で設けられた目標の達成度や行われた取組の効果について点検及び評価を行い，適切な推進が図られるよう努めるとともに，必要に応じて推進計画の見直しを行うことも重要である。

・市町村推進計画に基づいて効果的な取組が一層推進されることが重要であるが，これに当たっては，教育委員会のみならず福祉部局等の他の部局や，学校，図書館，民間団体，民間企業といった関係者が連携，協力し，横断的な取組が行われることが重要である。

・都道府県は，市町村の読書計画の推進に当たって図書の長期貸出し等都道府県立図書館からの支援を行うとともに，他の市町村の取組事例の紹介や域内の市町村や民間団体が連携して読書活動を推進するための助言等を行うべきである。特に，課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については，多数の高等学校を所管する立場から，市町村と連携しつつ，取組を推進することが重要である。

・都道府県では前述の市町村と同様に，基本計画の見直しの状況を踏まえながら，都道府県推進計画で設定した目標の達成度や行われた取組の効果について点検及び評価を行い，適切な推進を図るとともに，必要に応じて推進計画の見直しを行うことが重要である。また，教育委員会のみならず福祉部局等の他の部局や，学校，図書館，民間団体，民間企業といった関係者が連携，協力し，横断的な取組が行われることが重要である。

・国では，国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために，都道府県，市町村，民間団体等と連携し，「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や，優れた取組の奨励を図ることが求められる。

・都道府県が行う取組の点検及び評価や都道府県による市町村への支援の際に，国は，必要な支援を行うことが求められる。具体的には，子供や子供の読書活動に関する現状のデータ，優良事例（読書に関わる主体の連携による取組，子供同士の取組，教員研修等）等の情報を収集・分析・提供するとともに，必要な助言を行うべきである。

・スマートフォンの普及や，それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等，子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており，これらは，子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。スマートフォン利用の長時間化により読書活動が減少している可能性や，これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実方策について，国は，計画の実施期間中にこうした読書活動の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要がある。

※2　本会議においても，「市町村推進計画を策定し，これに基づき取組を推進する人材が不足している」との指摘があった。

2　発達段階に応じた取組

第2章で述べたように，発達段階に応じて子供が読書習慣を身に付けるための取組が行われることが重要である。

（1）発達段階ごとの特徴等

・子供が読書を好きになり，自主的に読書をするようになるためには，乳幼児期から発達段階に応じた取組が行われることが重要である。

・家庭，地域，学校等で具体的な取組が行われるに当たっては，読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があることを踏まえつつ，乳幼児，児童，生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し，取組が進められることが重要である。また，学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向が見られることに留意し，学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

1　幼稚園・保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には，周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに，絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。更に様々な体験

を通じてイメージや言葉を豊かにしながら，絵本や物語の世界を楽しむようになる。

2　小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

小学校低学年では，本の読み聞かせを聞くだけでなく，一人で本を読もうとするようになり，語彙の量が増え，文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると，最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は，自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに，読む速度が上がり，多くの本を読むようになる。

高学年では，本の選択ができ始め，その良さを味わうことができるようになり，好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で，この段階で発達がとどまったり，読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

3　中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し，共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり，読書を将来に役立てようとするようになる。

4　高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的，資料の種類に応じて，適切に読むことができる水準に達し，知的興味に応じ，一層幅広く，多様な読書ができるようになる。

（2）発達段階に留意した取組

2－1　家庭における取組

・家庭における読書は，一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち，絆（きずな）を深める手段として重要なものであり，学校，図書館等の連携により，家庭教育支援の取組も活用しつつ行われることが重要である。

・家庭における読書の推進に当たっては，図書館等がお薦め本のリーフレットを作成したり，それを学校に貸し出したりすること等家庭での活用がされるような工夫が重要である。

・図書館，市町村保健センター，ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力して，乳幼児と周りの大人が一緒に時間を過ごし，家庭における子供の読書活動の推進を図るきっかけとなるよう，乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」，乳幼児が言葉を獲得するきっかけとしての絵本や物語の読み聞かせや，わらべうたに親しむ活動等が実施されることが重要である。

・家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで，本を媒介として相互理解を深め，家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」（※3）は多くの市町村において実施されているが，このような取組が更に推進されることが重要である。

2－2　地域における取組

ア　図書館

1　役割

・図書館は，地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしており，引き続き，図書館における取組を充実させていくことが重要である。

・図書館は，図書館法(昭和25年法律第118号)や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき，地域における子供の読書活動の推進における中心的な役割を果たすことが重要である。

・公立図書館を設置していない市町村においては，「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえ，公立図書館の設置について積極的に取り組むことが重要である。

2　取組

・中学生や高校生が気軽に図書館に足を運び，図書を借りたくなるような蔵書の充実，展示，ブックリストの作成等事業の工夫，インターネットを通じた情報発信，施設整備等が重要である。

・障害のある子供に対するサービスとして，点字資料や録音資料の製作等を行う施設と連携するなどして，これらの資料の整備・提供，手話・筆談等によるコミュニケーションの確保，図書館利用の際の介助，図書館資料等の代読サービスの実施等を行うことが期待される。

・事業においては，読書会，ペア読書，読み聞かせ会，お話（ストーリーテリング），ブックトーク，アニマシオンや，書評合戦（ビブリオバトル）（※４）等対象となる子供の特性や実施する場所を踏まえ取組の工夫が行われることが重要である。

・また，子供自身に専門の読書の知識を学んでもらい，図書館等地域の読書推進力になってもらう「子ども司書制度」の取組や，「読書コンシェルジュ」の取組等子供同士で行われる取組も重要である。

3　連携・協力

・他の図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し，団体貸出しや相互貸借等の取組を行うとともに，図書館職員が学校を訪問するなど図書館の持つ力を積極的に発揮した取組を行うことが重要である。

・絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが重要である。あわせて，文庫活動等地域の活動との連携や，子供が集まる地域の居場所の活用等地域ぐるみで読書推進に取り組むことが重要である。

4　人的体制
・司書及び司書補は，児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供，読み聞かせ等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施，子供の読書に関する保護者の相談への対応等，子供の読書活動の推進における重要な役割を担っており，司書及び司書補の適切な配置が行われることが重要である。
・司書，司書補の資質・能力の向上を図るため，図書館法第7条の規定に基づき継続的・計画的な研修が実施されることが重要である。

・国立国会図書館「国際子ども図書館」は，「児童書**イ　その他**
のナショナルセンター」としての役割を担っており，図書館，学校図書館等との連携・協力を推進することが重要である。
・公民館図書室等は，身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから，公立図書館と連携し，児童・青少年用図書等の整備に努めるほか，地域住民と連携・協力し，読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが重要である。
・放課後や休日に子供たちが集まる児童館，放課後子供教室，放課後児童クラブ等の地域の居場所についても，絵本専門士等の読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら，子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

2－3　学校等における子供の読書活動の推進
ア　幼稚園・保育所等
・幼稚園，保育所等においては，幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき，保護者，ボランティア等の協力も得ながら，乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促すことが重要である。
・幼稚園，保育所等において，安心して図書に触れることができるようなコーナーを確保し，保護者，ボランティア等と連携・協力しながら，図書の整備を図ることが重要である。

イ　小学校・中学校・高等学校等
1　役割
・全ての子供の読書活動を支援し，読書指導を充実することにより，読書の量を増やすことのみならず，読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ，学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。
・新小学校及び中学校学習指導要領においては，言語能力の育成を図るために，各学校において必要な言語環境を整えるとともに，国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて，言語活動を充実することや，学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童生徒の自主的，自発的な読書活動を充実することが規定されている。
・小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において，児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け，読書の幅を広げるため，読書の機会の拡充や図書の紹介，読書経験の共有により，様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。

2　全校一斉の読書活動
・現在多くの学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが，不読率の改善という観点から，このような全校一斉の読書活動は効果的である。高等学校等においても，自主性を尊重しつつ行われることが重要である。

3　子供同士の取組
・子供が相互に図書を紹介し，様々な分野の図書に触れる活動，読書会，ペア読書，お話（ストーリーテリング），ブックトーク，アニマシオン，書評合戦（ビブリオバトル）等，子供が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し，更に読書の幅を広げるとともに，同世代に読書を広めていく取組の実施を促していくことが重要である。

4　障害のある子供の読書活動
・障害のある子供は，特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ，全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう，点字図書や音声図書など，一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに，学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

5　学校図書館
・学校図書館については，学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり，1児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能，2児童生徒の学習活動を支援したり，授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能，3児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり，児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

・学校においては，「学校図書館ガイドライン」を参考に，学校図書館の整備充実を図ることが重要である。
・これからの学校図書館には，主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割も期待されている。
・校長は学校図書館の館長としての役割も担っており，校長のリーダーシップの下，計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば，教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。
・学校図書館については，学校図書館資料の整備充実，学校図書館施設の整備，学校図書館の情報化，蔵書の貸出しの促進，子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。
・学校図書館は，可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう，また，一時的に学級になじめない子供の居場所となりうること等も踏まえ，必要に応じ，地域の様々な人々の参画も得ながら，児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また，登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し，児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
・図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり，学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。
・学校図書館においては，図書館との連携・協力体制を強化し，相互貸借等を行うことが重要である。

6　人的体制
・司書教諭は，学校図書館の専門的職務をつかさどる教員であり，学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により，平成15年度以降，12学級以上の学校（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校）に必ず置かなければならないこととされている。
・学校司書は，専ら学校図書館の職務に従事する職員であり，学校においてはその配置に努めることとされている。
・学校司書の配置の充実や，教職員を対象とした研修機会の充実等が図られることが重要である。また，教員の養成課程において，各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。
・司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう，学校における職務分担について柔軟に対応することが重要である。
・司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携するとともに，保護者や地域のボランティアの協力も得ながら，児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することも有効である。

※3　地域によっては，「家庭読書」や「ファミリー読書」と呼ばれることもある。
※4　読書会，ペア読書，お話（ストーリーテリング），ブックトーク，アニマシオン，書評合戦（ビブリオバトル）の詳細については，以下の「3　子供の読書への関心を高める取組」参照。

3　子供の読書への関心を高める取組
・第2章で述べたように，特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには，友人等の同世代の者とのつながりを生かし，子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。
・本を紹介したり本についての話合いや批評をしたりする活動は，ゲーム感覚で行えるものもあるほか，「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに，本の理解を深めることにつながる重要なものである。
・本についての話合いや批評をすることは，読む本の幅を広げるきっかけとなったり，他者の異なる考えを知り，それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも有効と考えられる。
・また，例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており，このような取組を参考に推進方策を検討することも重要である。

・読書会
　数人で集まり，本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む，事前に読んでくる，一冊の本を順番に読むなど様々な方法がある。この取組により，本の新たな魅力に気付き，より深い読書につなげることができる。
・ペア読書
　二人で読書を行うものであり，家族や他の学年，クラス等様々な単位で一冊の本を読み，感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し，本を共有することにつなげることができる。
・お話（ストーリーテリング）
　語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ，聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで，語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。
・ブックトーク
　相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら，あるテーマに沿って関連付けて，複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。
・アニマシオン
　読書へのアニマシオンとは，子供たちの参加により行われる読書指導のことであり，読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等様々な形がある。
・書評合戦（ビブリオバトル）
　発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し，その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に，どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみ

ながら本に関心を持つことができる。

・図書委員，「子ども司書」，「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び，お薦め本を選定して紹介したり，同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに，読書活動の推進役となり，同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

・子供同士の意見交換を通じて，一冊の本を「○○賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み，評価の基準も含めて議論を行った上で，一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み，共通の本について自身の考えで話し合うことで，自分と異なる視点を知り，自身の幅を広げることにつながるものである。

・また，子供の読書への関心を高めたり，読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう，例えば，マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め，個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効と考えられる。

4　民間団体の活動に対する支援

・第2章で述べたように，都道府県や市町村における取組に加え，民間団体の活動も子供の読書活動の推進にとって必要である。

・読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに，民間団体や民間企業等の取組を周知し，社会全体での取組を促すことが重要である。

・子供の読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに，民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修等の促進を図るため，民間団体やボランティアの取組を周知するとともに，「子どもゆめ基金」（※5）　をはじめとした助成等により，これら民間団体の活動を支援することが重要である。

・都道府県及び市町村においては，域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに，子供の読書活動で公共性が高いと認められるものについては，活動の場の確保のため，域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど，奨励方策を講ずることが期待される。

※5　子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され，青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

5　普及啓発活動

・第2章で述べたように，子供の読書活動に関する優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。

・「子ども読書の日」（4月23日）を中心とした全国的な普及啓発の推進を行うこと，優れた取組の奨励を行うこと，優良な図書の普及を行うことが重要である。

・子供の読書活動が学校，図書館，民間団体，書店等の民間企業等相互の連携により行われるよう，国，都道府県及び市町村が各種情報の収集，提供を行うことが重要である。また，各大学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう，国において，必要な情報の収集，提供が行われることが重要である。

・国は，子供の読書活動を推進するため，子供が読書に興味を持つような活動，関係者の資質向上のための活動，関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践に対し表彰を行うことにより，その取組の奨励を図ることが重要である。

大牟田市子どもの読書活動に関するアンケートについて

1　目　的

本市における読書活動の実態を把握するために行う。また、過去（Ｈ２１年度・Ｈ２５年度）に行ったアンケート結果と比較し、対象者　　の読書に対する意識の変化等を把握するための資料とする。

2　対　象

小学２年生・４年生・６年生及びその保護者　（市内の小学校３校）
中学２年生及びその保護者　（市内の中学校３校）
保育所等（３歳児クラス）の保護者　（市内の保育所・認定こども園８か所）

3　実施期間

令和元年６月～７月

4　回答者数　747人

小学２年生 103
小学４年生 114
小学６年生　95
中学２年生 251
保育所等　184

アンケート結果

（小学２年生）

回答数１０３枚

Q１．本を読むことが好きですか	回答数	H21年	H25年	R元年
（1）　好き	71	77.6%	81.6%	68.9%
（2）　なんとなく好き	22	16.1%	10.5%	21.4%
（3）　なんとなく嫌い	5	1.2%	3.2%	4.9%
（4）　嫌い	1	1.4%	2.0%	1.0%
（5）　よく分からない	2	2.2%	2.6%	1.9%
無回答	2	1.6%	0.0%	1.9%

Q２．ひと月に何冊くらい本を読みますか（マンガや教科書は入れません）

	回答数	H21年	H25年	R元年
（1）　１～２冊	8	12.1%	10.5%	7.8%
（2）　３～５冊	20	11.3%	10.5%	19.4%
（3）　６～９冊	14	10.5%	17.1%	13.6%
（4）　１０冊以上	59	64.4%	59.4%	57.3%
（5）　０冊 (読まない)	0	0.4%	2.0%	0.0%
無回答	2	1.2%	0.0%	1.9%

Q３．市立図書館に行きますか	回答数	R元年
（1）　よく行く	6	5.8%
（2）　ときどき行く（月に1～2回程度）	29	28.2%
（3）　行かない	66	64.1%
無回答	2	1.9%

Q４．学校図書館を利用しますか	回答数	R元年
（1）　よく利用する	86	83.5%
（2）　ときどき利用する	15	14.6%
（3）　利用しない	0	0.0%
無回答	2	1.9%

Q5. スマートフォンやタブレットを使って本を読むことがありますか（マンガや雑誌は入れません）

	回答数	R元年
（1） よく読む	0	0.0%
（2） ときどき読む	2	1.9%
（3） 読まない	99	96.1%
無回答	2	1.9%

Q6. 知りたいことがあるとき、どうやって調べますか（2つまで）	回答数	R元年
（1） 学校図書館で調べる	28	27.2%
（2） 市立図書館や公民館の図書室で調べる	2	1.9%
（3） 先生に教えてもらう	25	24.3%
（4） 家の人に教えてもらう	82	79.6%
（5） 家にある辞書などで調べる	9	8.7%
（6） パソコン、スマートフォン、タブレットなどで調べる	22	21.4%
（7） その他	2	1.9%
無回答	3	2.9%

Q７．本を読むとき、どんなことがきっかけとなることが多いですか（3つまで）

	回答数	R元年
（1） テレビや本屋で本の紹介を見たとき	20	19.4%
（2） 映画やアニメで観た話を本で読もうと思ったとき	39	37.9%
（3） 知りたいことや面白そうだと思うことがあったとき	38	36.9%
（4） 友達が面白い本を教えてくれたり、本を貸してくれたとき	48	46.6%
（5） 家族が面白い本を教えてくれたり、本を貸してくれたとき	8	7.8%
（6） 学校や図書館で本の話を聞いたり、おはなし会があったとき	14	13.6%
（7） 学校や図書館で本を見かけたとき	57	55.3%
（8） 家に置いてある本を見たとき	20	19.4%
（9） その他	4	3.9%
無回答	2	1.9%

回答者：保護者

Q１．子どもが読書をすることは大切だと思いますか	回答数	R元年
（1） 思う	102	99.0%
（2） 思わない	0	0.0%
（3） その他	0	0.0%
無回答	1	1.0%

Q２．どうすれば子ども達がもっと本を読むようになると思いますか（３つまで）	回答数	R元年
（1） 子どもが小さいときから、周りの大人が本の読みきかせをする	68	66.0%
（2） 周りの大人が、子どもに読書を薦めたり、本を与えたりする	25	24.3%
（3） 身近な場所や参加しやすい場所で、おはなし会などの読書に関するイベントがある	18	17.5%
（4） 学校と家庭の連携により、子どもが家庭で読書をする仕組みをつくる	25	24.3%
（5） 映画化やアニメ化された原作本、メディアで取り上げられた書籍など、子どもが興味・関心を寄せている作品を通して、読書のきっかけをつくる	29	28.2%
（6） 家族で図書館等に行く機会を増やす	38	36.9%
（7） 家族と読書を楽しむ時間を増やす	39	37.9%
（8） 家庭内での、テレビやゲーム、スマートフォン等を使う時間を減らす	24	23.3%
（9） その他	2	1.9%
無回答	1	1.0%

（小学４・６年生、中学２年生）

	小４		小６		中２	
回答数	114		95		251	
Ｑ１　本を読むことが好きですか						
（１）好き	61	53.5%	45	47.4%	80	31.9%
（２）どちらかといえば好き	29	25.4%	31	32.6%	99	39.4%
（３）どちらかというと嫌い	20	17.5%	13	13.7%	56	22.3%
（４）嫌い	3	2.6%	3	3.2%	15	6.0%
（５）無回答	1	0.9%	3	3.2%	1	0.4%
Ｑ２　月に何冊くらい本を読みますか（マンガ、雑誌、教科書、新聞は含みません）						
（１）１～２冊	16	14.0%	19	20.0%	99	39.4%
（２）３～５冊	17	14.9%	22	23.2%	55	21.9%
（３）６～９冊	12	10.5%	12	12.6%	27	10.8%
（４）10冊以上	64	56.1%	34	35.8%	18	7.2%
（５）１冊も読まない	4	3.5%	5	5.3%	51	20.3%
（６）無回答	1	0.9%	3	3.2%	1	0.4%
Ｑ３　市立図書館で本を借りたことがありますか						
（１）はい	76	66.7%	70	73.7%	159	63.3%
（２）いいえ	36	31.6%	22	23.2%	89	35.5%
（３）無回答	2	1.8%	3	3.2%	3	1.2%
Ｑ３-１　市立図書館に１か月に何回くらい行きますか（Ｑ３で「はい」を選んだ人）						
（１）１～２回	14	18.4%	5	7.1%	9	5.7%
（２）３～５回	5	6.6%	3	4.3%	2	1.3%
（３）６回以上	1	1.3%	0	0.0%	2	1.3%
（４）毎月借りに行かないけど、年に何回か行く	55	72.4%	60	85.7%	142	89.3%
（５）無回答	1	1.3%	2	2.9%	4	2.5%
Ｑ４　地区公民館（中央地区公民館は除く）で本を借りられることを知っていますか						
（１）知っている。本を借りたこともある	39	34.2%	26	27.4%	60	23.9%
（２）知っているが、本を借りたことはない	31	27.2%	34	35.8%	99	39.4%
（３）知らない	43	37.7%	30	31.6%	85	33.9%
（４）無回答	1	0.9%	5	5.3%	7	2.8%
Ｑ４-１　地区公民館に本を借りに１か月に何回くらい行きますか						
（１）１～２回	5	12.8%	1	3.8%	3	5.0%
（２）３～５回	2	5.1%	0	0.0%	0	0.0%
（３）６以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
（４）毎月は行かないが、年に何回か	31	79.5%	20	76.9%	46	76.7%
（５）無回答	1	2.6%	5	19.2%	11	18.3%
Ｑ５　学校図書館はよく利用しますか						
（１）よく利用する	92	80.7%	48	50.5%	82	32.7%
（２）ときどき利用する（月１～２回程度）	18	15.8%	36	37.9%	119	47.4%
（３）利用しない	2	1.8%	3	3.2%	46	18.3%
（４）無回答	2	1.8%	8	8.4%	4	1.6%
Ｑ６　知りたいことがあるとき、どうやって調べることが多いですか（２つまで）						
（１）学校図書館で調べる	48	42.1%	30	31.6%	28	11.2%
（２）市立図書館や公民館の図書館で調べる	6	5.3%	2	2.1%	10	4.0%
（３）先生に教えてもらう	20	17.5%	9	9.5%	27	10.8%
（４）家の人に教えてもらう	54	47.4%	47	49.5%	102	40.6%
（５）家にある辞書などで調べる	18	15.8%	10	10.5%	20	8.0%
（６）パソコンやスマートフォンで調べる	39	34.2%	63	66.3%	212	84.5%
（７）その他	3	2.6%	1	1.1%	5	2.0%
（８）無回答	1	0.9%	6	6.3%	4	1.6%

Q7　スマートフォンやタブレットを使って本を読むことがありますか（マンガや雑誌以外）						
（1）よく読む	2	1.8%	1	1.1%	25	10.0%
（2）ときどき読む	5	4.4%	7	7.4%	35	13.9%
（3）ほとんど読まない	7	6.1%	8	8.4%	39	15.5%
（4）読まない	99	86.8%	73	76.8%	148	59.0%
（5）無回答	1	0.9%	6	6.3%	4	1.6%
Q8　本を読むとき、「紙の本」と「スマートフォンやタブレット」では、どちらが多いですか						
（1）紙の本の方が多い	95	83.3%	79	83.2%	132	52.6%
（2）スマートフォンやタブレットの方が多い	5	4.4%	3	3.2%	52	20.7%
（3）どちらも同じくらい	2	1.8%	0	0.0%	24	9.6%
（4）分からない	6	5.3%	7	7.4%	38	15.1%
（5）無回答	6	5.3%	6	6.3%	5	2.0%
Q9　本を読むとき、どんなことがきっかけとなることが多いですか（3つまで）						
（1）テレビや本屋で本の紹介をみたとき	15	13.2%	16	16.8%	87	34.7%
（2）映画やアニメで観た話を本で読もうと思ったとき	22	19.3%	31	32.6%	114	45.4%
（3）知りたいことや面白そうだと思うことがあったとき	56	49.1%	40	42.1%	82	32.7%
（4）友達が面白い本を教えてくれたり、本を貸してくれたとき	48	42.1%	37	38.9%	96	38.2%
（5）家族が面白い本を教えてくれたり、本を貸してくれたとき	11	9.6%	6	6.3%	23	9.2%
（6）学校や図書館で本の話を聞いたり、読書に関する行事があったとき	27	23.7%	15	15.8%	32	12.7%
（7）学校や図書館で本を見かけたとき	55	48.2%	53	55.8%	90	35.9%
（8）家に置いてある本を見たとき	12	10.5%	11	11.6%	21	8.4%
（9）その他	2	1.8%	0	0.0%	16	6.4%
（10）無回答	7	6.1%	7	7.4%	7	2.8%

回答者：保護者

	小4		小6		中2	
Q1　子どもが読書をすることは大切だと思いますか						
（1）思う	109	95.6%	91	95.8%	240	95.6%
（2）思わない	0	0.0%	0	0.0%	4	1.6%
（3）その他	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
（4）無回答	5	4.4%	4	4.2%	6	2.4%
Q2　どうすれば子ども達がもっと本を読むようになると思いますか（3つまで）						
（1）子どもが小さいときから、周りの大人が本の読みきかせをする	71	62.3%	61	64.2%	142	56.6%
（2）周りの大人が、子どもに読書を進めたり、本を与えたりする	32	28.1%	35	36.8%	73	29.1%
（3）身近な場所や参加しやすい場所で、おはなし会などの読書に関するイベントがある	13	11.4%	9	9.5%	29	11.6%
（4）学校と家庭の連携により、子どもが家庭で読書をする仕組みをつくる	15	13.2%	14	14.7%	41	16.3%
（5）映画化やアニメ化された原作本、メディアで取り上げられた書籍など、子どもが興味・関心を寄せている作品を通して、読書のきっかけをつくる	34	29.8%	40	42.1%	138	55.0%
（6）家族で図書館等に行く機会を増やす	36	31.6%	33	34.7%	50	19.9%
（7）家族と読書を楽しむ時間を増やす	35	30.7%	20	21.1%	40	15.9%
（8）家庭内での、テレビやゲーム、スマートフォン等を使う時間を減らす	32	28.1%	30	31.6%	97	38.6%
（9）その他	3	2.6%	1	1.1%	9	3.6%
（10）無回答	4	3.5%	2	2.1%	1	0.4%

【参考】

		H21年	H25年	R元年
Q1　本を読むことが好きですか				
小4	（1）好き（H21・25年…とても好き）	39.1%	44.7%	53.5%
	（2）どちらかといえば好き（H21・25年…好き）	44.9%	40.4%	25.4%
	（3）どちらかというと嫌い	9.6%	12.4%	17.5%
	（4）嫌い	2.8%	2.5%	2.6%
	（5）無回答	3.6%	0.0%	0.9%
小6	（1）好き（H21・25年…とても好き）	27.4%	33.0%	47.4%
	（2）どちらかといえば好き（H21・25年…好き）	47.1%	40.3%	32.6%
	（3）どちらかというと嫌い	19.6%	19.9%	13.7%
	（4）嫌い	3.6%	6.8%	3.2%
	（5）無回答	2.4%	0.0%	3.2%
中2	（1）好き（H21・25年…とても好き）	18.5%	17.8%	31.9%
	（2）どちらかといえば好き（H21・25年…好き）	49.5%	50.5%	39.4%
	（3）どちらかというと嫌い	26.9%	23.0%	22.3%
	（4）嫌い	5.1%	8.7%	6.0%
	（5）無回答	0.0%	0.0%	0.4%

		H21年	H25年	R元年
Q2　月に何冊くらい本を読みますか				
小4	（1）１～２冊	14.4%	15.5%	14.0%
	（2）３～５冊	20.9%	17.4%	14.9%
	（3）６～９冊	16.9%	18.0%	10.5%
	（4）10冊以上	38.9%	42.9%	56.1%
	（5）１冊も読まない（H21・25年…ほとんど読まない）	7.8%	6.2%	3.5%
	（6）無回答	0.0%	1.2%	0.9%
小6	（1）１～２冊	18.2%	18.2%	20.0%
	（2）３～５冊	25.3%	33.5%	23.2%
	（3）６～９冊	16.2%	18.2%	12.6%
	（4）10冊以上	26.7%	17.0%	35.8%
	（5）１冊も読まない（H21・25年…ほとんど読まない）	12.4%	13.0%	5.3%
	（6）無回答	1.2%	0.0%	3.2%
中2	（1）１～２冊	36.1%	32.1%	39.4%
	（2）３～５冊	20.5%	15.7%	21.9%
	（3）６～９冊	5.3%	6.3%	10.8%
	（4）10冊以上	5.5%	7.7%	7.2%
	（5）１冊も読まない（H21・25年…ほとんど読まない）	32.1%	38.3%	20.3%
	（6）無回答	0.5%	0.0%	0.4%

（３歳児保護者）

回答数１８４枚

Ｑ１．お子さんは本を読むことが好きですか

	回答数	R元年
（1） 好き	101	54.9%
（2） どちらかといえば好き	66	35.9%
（3） どちらかといえば嫌い	3	1.6%
（4） 嫌い	0	0.0%
（5） わからない	9	4.9%
無回答	5	2.7%

Ｑ２．市立図書館を読書（図書の貸出し）のために利用しますか

	回答数	R元年
（1） 利用する（子どもと一緒に）	65	35.3%
（2） 利用する（保護者のみ）	9	4.9%
（3） 利用しない	105	57.1%
無回答	5	2.7%

Ｑ２-１．<Q2で1または2を選択した方のみ>

市立図書館に１か月に何回くらい行きますか

	回答数	R元年
（1） １～２回	32	43.2%
（2） ３～５回	5	6.8%
（3） ６回以上	0	0.0%
（4） 年に数回程度	37	50.0%
無回答	0	0.0%

Ｑ３．地区公民館（中央地区公民館は除く）で図書の貸出しが行われていることをご存知ですか

	回答数	R元年
（1） 知っている（子どもと一緒）	19	10.3%
（2） 知っている（保護者のみ）	6	3.3%
（3） 知っている（利用したことはない）	79	42.9%
（4） 知らない	75	40.8%
無回答	5	2.7%

Ｑ３-１．<Q3で1または2を選択した方のみ>

地区公民館の図書室を利用するために、１か月に何回くらい行きますか

	回答数	R元年
（1） １～２回	9	36.0%
（2） ３～５回	1	4.0%
（3） ６回以上	0	0.0%
（4） 年に数回程度	13	52.0%
無回答	2	8.0%

Q４．おはなし会や読みきかせの会に参加したことがありますか（最も回数が多いものを回答）

	回答数	R元年
（1） 親子で参加	71	38.6%
（2） ひとりで参加	0	0.0%
（3） 子どもだけで参加	5	2.7%
（4） 参加したことがない	103	56.0%
無回答	5	2.7%

Q４-１．参加する場所はどこが多いですか（２つまで）

	回答数	R元年
（1） 市立図書館	45	59.2%
（2） 地区公民館	7	9.2%
（3） 保健所（赤ちゃん広場）	9	11.8%
（4） えるる	26	34.2%
（5） 保育所や認定こども園、学校等	8	10.5%
（6） 市内書店	3	3.9%
（7） その他	4	5.3%
無回答	6	7.9%

Q4-２．参加頻度はどれくらいですか

	回答数	R元年
（1） 今までに１回	8	10.5%
（2） 今までに数回	49	64.5%
（3） 年に1～2回	3	3.9%
（4） 年に3～10回	4	5.3%
（5） 毎月1回	0	0.0%
（6） 毎月2回以上	4	5.3%
無回答	11	14.5%

Q5．スマートフォンやタブレットを使って、本（マンガ、雑誌以外）を読むことはありますか

	回答数	R元年
（1） よく読む	5	2.7%
（2） ときどき読む	10	5.4%
（3） ほとんど読まない	26	14.1%
（4） 読まない	134	72.8%
無回答	9	4.9%

ブックスタートパックについて

Q6. バッグや絵本は活用されましたか

	回答数	R元年
(1) よく活用した	83	45.1%
(2) ときどき活用した	53	28.8%
(3) あまり活用しなかった	12	6.5%
(4) もらっていない（覚えていない）	32	17.4%
無回答	4	2.2%

Q７. ブックスタートパック（又は赤ちゃんとのコミュニケーション講座）は、お子さんの成長過程で良い影響を与えたと思いますか

	回答数	R元年
(1) 思う	75	40.8%
(2) どちらかといえば思う	60	32.6%
(3) どちらかといえば思わない	9	4.9%
(4) 思わない	5	2.7%
(5) もらっていない（覚えていない）	30	16.3%
無回答	5	2.7%

Q８. あなたは子どもが読書をすることは大切だと思いますか

	回答数	R元年
(1) 思う	164	89.1%
(2) どちらかといえば思う	16	8.7%
(3) どちらかといえば思わない	0	0.0%
(4) 思わない	0	0.0%
無回答	4	2.2%

Q９. どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか（３つまで）

	回答数	R元年
(1) 子どもが小さいときから、周りの大人が本の読みきかせをする	152	82.6%
(2) 周りの大人が、子どもに読書を進めたり、本を与えたりする	65	35.3%
(3) 身近な場所や参加しやすい場所で、おはなし会などの読書に関するイベントがある	37	20.1%
(4) 学校と家庭の連携により、子どもが家庭で読書をする仕組みをつくる	31	16.8%
(5) 映画化やアニメ化された原作本、メディアで取り上げられた書籍など、子どもが興味・関心を寄せている作品を通して、読書のきっかけをつくる	35	19.0%
(6) 家族で図書館等に行く機会を増やす	45	24.5%
(7) 家族と読書を楽しむ時間を増やす	99	53.8%
(8) 家庭内での、テレビやゲーム、スマートフォン等を使う時間を減らす	32	17.4%
(9) その他	10	5.4%
無回答	4	2.2%

大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会

	小学校校長会
	中学校・特別支援学校校長会
	福岡県私立幼稚園振興協会筑後部会南部連盟
	大牟田市保育所連絡協議会
副会長	大牟田市立図書館長
	教育委員会事務局　学校教育課指導室長
	教育委員会事務局　学務課長
	保健福祉部　子ども未来室子ども家庭課長
	市民協働部　地域コミュニティ推進課長
	市民協働部　生涯学習課青少年担当課長
会長	市民協働部　生涯学習課長
	（事務局）市民協働部　生涯学習課

大牟田市子ども読書推進計画検討会ワーキング部会

副部会長	おおむた読書推進ボランティアネットワーク
	大牟田市立図書館
	教育委員会事務局　学校教育課指導室
	教育委員会事務局　学務課
	保健福祉部　子ども未来室子ども家庭課
	市民協働部　地域コミュニティ推進課
部会長	市民協働部　生涯学習課　青少年教育担当
	（事務局）市民協働部　生涯学習課

用語解説

Ｐ３　※１　ブックスタート事業

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。

1992年にイギリスのバーミンガムにおいて取り組みが始まり、日本では2000年から、東京都杉並区や北海道恵庭市などを皮切りに、市区町村自治体の事業として行われている。

Ｐ３　※２　読み聞かせ

主に子どもに対して、絵本などを見せながら、読んで聞かせること。本に対する興味を育て、読書へのきっかけとして効果が期待される。

Ｐ３　※３　読書ボランティア

読み聞かせやおはなし会の開催など、本の紹介や楽しさを伝えるための活動を中心として行うボランティア。名称は、おはなしボランティア、読み聞かせボランティアなど多数あるが、ここでは、読書ボランティアに統一して表記する。

Ｐ３　※４　おはなし会

子ども集めておはなしを聞かせる集まりのこと。本の世界の素晴らしさや豊かさを、子どもに直接伝えることができ、その後の読書のきっかけともなる。

Ｐ３　※５　ＹＡコーナー

ＹＡ（ヤングアダルト）とは、１２歳から１９歳までの若い大人という意味で、主に中高生向けの図書を集めたコーナーのこと。

Ｐ４　※６　ＰＯＰ

「Point of purchase advertising」の略で、販売促進のための広告媒体のこと。本の紹介等に使われる。ＰＯＰ広告ともいう。

Ｐ４　※７　小学生読書リーダー養成講座

各学校で読書活動を活発にするために、その牽引役となるリーダーを育成する講座。主な内容は、読み聞かせの方法、本の紹介の仕方（ＰＯＰ作り）、図書分類、ブッカー（透明の保護テープ）のかけかたなど。

Ｐ４　※８　中学生読書サポーター養成講座

各学校で読書活動を活発にするために、本について知り、本の魅力を紹介する方法について演習を通して学び、それを他の生徒や周囲の人に伝える活動をするサポーターを養成する講座。主な内容は、ＰＯＰによる本の紹介の仕方や、おすすめの本の紹介方法など。

Ｐ４　※９　有明圏域定住自立圏共生ビジョン

総務省が推進している施策で、地域における中心市と圏域市町村が協定を締結し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保し、地方から都市部への人口流出を食い止め、地方の魅力あふれる地域形成を目指すもの。本市では、平成２２年１０月に柳川市、みやま市と協定を締結し、「有明圏域定住自立圏」を形成。平成２５年３月には、熊本県荒尾市、南関町、長洲町との間で協定を締結した。

Ｐ４　※10　団体貸出

学校や施設などの団体利用者に対して、まとまった冊数の図書資料を一括して貸し出すこと。

Ｐ19　※11　リクエストサービス

図書館利用者が要求した資料に対して、所蔵の有無にかかわらず、図書館が購入や相互貸借（図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。）などの方法で提供すること。

Ｐ19　※12　レファレンス

資料・情報を求める図書館利用者に対して提供される、文献の紹介・提供等の援助。回答となる情報そのものや、回答が含まれる情報源の紹介のほか、図書館に関する利用案内や読書相談に応じることも含まれる。

Ｐ20　※13　生涯学習ボランティア登録派遣事業

さまざまな経験や学習によって培われた知識や技能を適切に生かせる機会をつくることを目的に、知識や技能を生かそうとする人をボランティア登録者として登録し、その知識・技能を活用したい市民の求めに応じてコーディネートを行い、派遣する事業。

大牟田市子ども読書推進計画

（第三次）

令和２年 ３ 月

大牟田市教育委員会

（市民協働部生涯学習課）